

フランスの2010年ドメスティック・バイオレンス対策法

国立国会図書館 調査及び立法考査局
議会官庁資料課 長谷川 総子

【目次】

はじめに

I 制定に至る経緯

II 概要

1 暴力の被害者の保護

2 女性に対する暴力の予防

3 暴力の抑止

おわりに

翻訳：特に女性に対する暴力並びにカップル間の暴力及びそれが子に与える影響に関する2010年7月9日の法律第2010-769号(抄)

はじめに

2010年、フランスでドメスティック・バイオレンス(DV)⁽¹⁾への対策として新たな法律が制定された。保護命令制度の創設及び心理的暴力を含むあらゆる形態の暴力の処罰をその主な内容とする「特に女性に対する暴力並びにカップル間の暴力及びそれが子に与える影響に関する

2010年7月9日の法律第2010-769号」⁽²⁾(以下「2010年DV対策法」という。)である。

2010年DV対策法では、暴力の被害者について性中立的な表現がとられているが、フランスにおいて、また国際的にも、DVは、「女性に対する暴力」の一つに位置づけられている⁽³⁾。女性に対する暴力は、近年様々な国で課題として取り上げられるようになり、国連を中心に啓発や根絶に向けた取組が活発化している⁽⁴⁾。特に女性に対する暴力が問題視されるのは、これが、歴史的に不平等な男女の力関係の表れであり、男性の女性に対する支配や差別に結びつき、女性の人権及び基本的自由を侵害するためである⁽⁵⁾。中でもDVは、親密で閉鎖的な関係において行われるため問題が潜在化しやすく、また経済的自立が困難であったり、子への影響を考慮するなどして被害者が暴力を甘受してしまい継続的に行われる傾向があるため、対策が強く求められる。

本稿では、制定に至る経緯として、これまでにフランスでとられてきたDVに対する法的措

(1) 本稿では、「配偶者、パートナー(それぞれかつての配偶者、パートナーを含む。)からの暴力」の意味で用いる。なお、フランスでDVを表す語として一般的なものは「配偶者からの暴力(violence conjugale)」や婚姻届を提出していないパートナーからの暴力も含む「カップル間の暴力(violence au sein du couple)」であり、「ドメスティック・バイオレンス(violence domestique)」という表現はほとんど見られない。

(2) Loi n° 2010-769 du 9 juillet 2010 relative aux violences faites spécifiquement aux femmes, aux violences au sein des couples et aux incidences de ces dernières sur les enfants.

(3) フランスで問題とされている女性に対する暴力には、DVのほかに、職場での暴力、強制結婚(mariage forcé)、性器切除(mutilation sexuelle)、強姦(viol)、性的攻撃(agression sexuelle)等がある。

(4) 2008年、国連事務総長は、女性に対する暴力根絶のためのキャンペーン「団結しよう、女性に対する暴力を終わらせるために(UNiTE to End Violence against Women)」を開始し、2015年までに、全ての加盟国が、国際人権基準に沿って、あらゆる形態の女性に対する暴力に対処するための国内法の採択及び実施を行うこと等を目標に掲げた。United Nations, *FRAMEWORK FOR ACTION Programme of United Nations Activities and Expected Outcomes, 2008-2015: UNiTE to END VIOLENCE AGAINST WOMEN*, pp.4-5. <https://www.un.org/en/women/endviolence/pdf/unite_framework_en.pdf> 以下、インターネット情報は2013年8月16日現在である。

(5) "Declaration on the Elimination of Violence against Women," UN Doc. A/RES/48/104, 23 February 1994.

置を概観した上で、2010年DV対策法の主な規定について解説する。なお、制定から3年が経過し、2012年1月17日には法の実施に関する報告書⁽⁶⁾が提出されていることから、施行後の状況も併せて紹介する。また、末尾に2010年DV対策法の抄訳を付す。

I 制定に至る経緯

フランスにおける最初のDVへの法的対応は、1992年の刑法典改正である⁽⁷⁾。これにより、暴力等いくつかの犯罪につき、加害者が被害者の配偶者又は内縁パートナーである場合に、通常より重く罰せられるようになった。DVを特に違法性の高い犯罪として刑を加重するのは、フランス刑法の特色である。また、2004年には民法典の離婚に関する規定が改正され、家族事件裁判官(juge aux affaires familiales)⁽⁸⁾による暴力急速審理(référé-violence)が規定された(民法典第220-1条)⁽⁹⁾。これは、DVにより

配偶者、子が危険にさらされる場合に、裁判官が緊急措置として夫婦の別居を命じ、住居の利益権を被害者に付与するものである。この際に必要に応じ親権行使及び婚姻費用についての決定も行うとした。2005年には刑事訴訟法典の改正により、配偶者、内縁パートナー、自分の子又は内縁パートナーの子のいずれかに犯罪を行った者に対し、大審裁判所検事正(procureur de la République)⁽¹⁰⁾が、カップルの住居からの退去及び必要に応じこの住居への立入り又は接近の禁止を求めることができるようになった(刑事訴訟法典第41-1条)⁽¹¹⁾。

さらに、議員立法により、DV被害者の保護、DVの予防及び処罰を目的とする「カップル間の暴力又は未成年者に対する暴力の防止及び抑止を強化する2006年4月4日の法律第2006-399号」⁽¹²⁾が制定された。この法律により、重罰化やカップルの住居への接近禁止等の対象となる加害者の範囲が、民事連帯協約(pacte civil de solidarité: PACS)⁽¹³⁾パートナー、かつての

(6) Guy Geoffroy et Danielle Bousquet, *Assemblée nationale Rapport*, N° 4169, 17 janvier 2012. <<http://www.assemblee-nationale.fr/13/pdf/rap-info/i4169.pdf>>

(7) Loi n° 92-684 du 22 juillet 1992 portant réforme des dispositions du code pénal relatives à la répression des crimes et délits contre les personnes. 神尾真知子「フランスにおけるドメスティック・バイオレンスの現状と法的対応」『現代法律学の課題』成文堂, 2006, p.403.

(8) 家族事件裁判官は、大審裁判所(注(10)を参照)に置かれている専門の判事であり、離婚、別居、扶養義務の決定、子の養育義務の決定、親権行使などに関して管轄権を持つ。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会, 2002, pp.312-313.

(9) Loi n° 2004-439 du 26 mai 2004 relative au divorce. 2010年DV対策法第1条で、保護命令制度の創設と引換えに、「暴力急速審理」の規定は削られた。

(10) 大審裁判所(tribunal de grande instance)は、控訴院の管轄区域に少なくとも一つ設置され、第一審として民事事件及び刑事事件について裁判権を有するが、刑事事件については軽罪裁判所(tribunal correctionnel)と呼ばれる。大審裁判所検事正は、各大審裁判所に1人配置された検事局の代表者である。中村義孝『概説フランスの裁判制度』阿吽社, 2013, p.46; 山口編 前掲注(8), p.461.

(11) Loi n° 2005-1549 du 12 décembre 2005 relative au traitement de la récidive des infractions pénales.

(12) Loi n° 2006-399 du 4 avril 2006 renforçant la prévention et la répression des violences au sein du couple ou commises contre les mineurs.

(13) 民事連帯協約、通称「PACS(パックス)」は、共同生活を営むために、異性又は同性の成年に達した自然人2人の間で締結される契約である(民法典第515-1条)。「民事連帯協約に関する1999年11月15日の法律第99-944号」によって創設された。ほかに「民事連帯契約」、「連帯民事契約」、「市民連帯契約」などと訳される場合がある。婚姻ほどの法的拘束力はなく、内縁よりは法的な枠組の中に置かれており、結婚と内縁との間に位置するカップルの形態である。北原零未「フランスにおけるPACSの位置づけと概況」『経済学論纂』51(1・2), 2011.3, pp.345-346.

配偶者、内縁・PACS パートナーにまで拡大された。また、夫婦間における強姦及び性的攻撃の成立が条文に明記され（刑法典第222-22条）、DVが刑の加重事由となった（刑法典第222-24条、第222-28条）。このほか、同居している配偶者による窃盗は刑事訴追されないとの規定が、夫が外国籍の妻から旅券や滞在許可証を取り上げて逃げられないようにすることを可能にしていたため、これを改正し、同居の夫婦間でも外国人の滞在又は居住資格に関する身分証明書、支払に関する書類の窃盗については刑事訴追されることとなった（刑法典第311-12条）。民法典については、1803年のナポレオン民法典公布時のままであった夫婦間の義務「貞操、扶助、協力」に、「尊重」が加えられた（民法典第212条）。

しかし、依然としてDVは深刻な社会問題であり続けた。内務省の統計によれば、現在又はかつてのパートナーからの暴力が原因で死亡した女性は、2007年に166人に上り、2006年の135人から31人増加した⁽¹⁴⁾。

2008年12月2日、国民議会に、女性に対する暴力との闘い及びその予防に関する政策の評価委員会（Mission d'évaluation de la politique de prévention et de lutte contre les violences faites aux femmes 以下「評価委員会」という。）

が、議事協議会（conférence des présidents）⁽¹⁵⁾によって設置された。2010年DV対策法案は、評価委員会が提出した報告書⁽¹⁶⁾を基に作成され、女性に対する暴力撤廃国際デーの2009年11月25日⁽¹⁷⁾、評価委員会を構成する政治的立場の異なる全ての議員が連署して提出された⁽¹⁸⁾。法案は、女性に対する暴力との闘いを2010年の最重要課題とした政府の支持を得て、2010年6月24日に元老院で、29日に国民議会で、ともに全会一致で可決され成立した⁽¹⁹⁾。

II 概要

2010年DV対策法は、①暴力の被害者の保護、②女性に対する暴力の予防、③暴力の抑止の3つの柱からなる。以下本章において、それぞれの主な施策について、実施状況とともに概説する。

1 暴力の被害者の保護

(1) 保護命令制度の創設

DVによる死亡事件の多くが別離の時に発生していることから、被害者が加害者の下を離れる決心をしたときに、短期間のうちに可能な限り十分な安全を保障するための措置として、保

(14) Ministère de l'Intérieur, *ETUDE NATIONALE DES DECES AU SEIN DU COUPLE -ANNEE 2007-*, p.4. <http://travail-emploi.gouv.fr/IMG/pdf/ETUDE_NATIONALE_DES_DECES_AU_SEIN_DU_COUPLE_-ANNEE_2007.pdf>

(15) 議事協議会は、各議院に設置され、本会議の議事日程についての協議等を行う。国民議会の議事協議会は、議長、副議長、常任委員長、欧州問題委員長、予算・一般経済・財政統制委員会総括報告者、会派長から構成され、特別委員長も必要に応じて招集される。古賀豪ほか『主要国の議会制度』（調査資料2009-1-b 基本情報シリーズ⑤）2010, p.37. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166394_po_200901b.pdf?contentNo=1>

(16) Guy Geoffroy, *Assemblée nationale Rapport*, N° 1799 Tome 1, 7 juillet 2009. <<http://www.assemblee-nationale.fr/13/pdf/rap-info/i1799-t1.pdf>>

(17) 11月25日は、国連が1999年に制定した「女性に対する暴力撤廃国際デー（International Day for the Elimination of Violence against Women）」である。

(18) 法案は、11月27日付けで議会に付託された。Guy Geoffroy, *Assemblée nationale Rapport*, N° 2293, 10 février 2010, p.7. <<http://www.assemblee-nationale.fr/13/pdf/rapports/r2293.pdf>>

(19) Ministère des Droits des femmes, *Pourquoi la loi du 9 juillet 2010* <<http://www.stop-violences-femmes.gouv.fr/Pourquoi-une-nouvelle-loi.html>>

護命令の制度が創設された（第1条／民法典第515-9条～第515-13条）。⁽²⁰⁾

① 発令の要件

保護命令は、配偶者、内縁・PACS パートナー（それぞれかつての配偶者、パートナーを含む。）からの暴力により、被害者又は子が危険な状態にある場合に、家族事件裁判官が発することができる⁽²¹⁾。身体的暴力、性的暴力、心理的暴力など、DVの性質については限定していない。

保護命令の申立ては、被害者のほか、被害者の同意を得た検察官も行うことができる。

家族事件裁判官は、保護命令の申立ての受理後、申立人、被申立人、検察官を召喚して聴取を行う。この聴取は、原則として当事者双方が出席して行われるが、個別に実施することもできる。申立人及び被申立人は、弁護士による補佐を受けることが認められる。

保護命令は、家族事件裁判官が、対審で審理された内容から、DVが行われ、被害者が危険にさらされていることを認めるに足りる相当な理由があると判断する場合に、発令される。

② 内容及び期間

保護命令で言い渡すことのできる措置は、次のとおり、具体的かつ多岐にわたる。

1° 裁判官が指定する者への加害者の接触や連

絡の禁止

2° 加害者の武器所持の禁止

3° 夫婦の別居、（原則被害者への）夫婦の住居の使用権の付与、住居費の負担方式の決定

4° 内縁・PACS カップルの住居の使用権の被害者への付与、住居費の負担方式の決定

5° 親権行使の方式、夫婦の婚姻費用の分担、PACS カップルの物質的支援 (aide matérielle)⁽²²⁾、子の扶養及び教育の分担の決定

6° 被害者の住所又は居所の秘匿のための措置

7° 被害者の裁判援助 (aide juridictionnelle)⁽²³⁾の一時的許可

さらに、被害者は、裁判所から、保護命令の期間中、被害者を支援するアソシアシオン (association)⁽²⁴⁾の名簿の提示を受けることができる。

保護命令は、しかるべき手続を経ることにより、いつでも補正、撤回が可能であり、状況に応じた柔軟な対応が担保されている。

期間の上限は4か月だが、期間中に離婚又は別居 (séparation de corps)⁽²⁵⁾の申立てがなされた場合には、延長することができる。

③ 違反に対する罰則

保護命令違反に対しては、刑罰が科せられる。

(20) Geoffroy, *op.cit.* (16), p.213.

(21) 保護命令による保護の対象は、DV被害者及び強制結婚の危険にさらされている成人であるが、本稿ではDVに関する規定の解説を行い、強制結婚については説明を省略する。

(22) 民事連帯協約 (PACS) における物質的支援は、夫婦の婚姻費用に相当するものである。民法典第515-4条は、「民事連帯協約を締結したパートナーは、共同生活並びに物質的支援及び相互協力の義務を負う。物質的支援については、パートナー間における別段の定めがない場合には、パートナーそれぞれの資力に応じたものとする。」と規定している。

(23) 裁判援助は、訴訟当事者の資力が一定の金額に満たない場合に、国が、弁護士費用等の裁判に必要な経費を全面的又は部分的に負担するものである。Service public, *Aide juridictionnelle*, 5 août 2013. <<http://vosdroits.service-public.fr/particuliers/F18074.xhtml>>

(24) アソシアシオンは、「アソシアシオン契約に関する1901年7月1日の法律」により認められた民間の非営利団体であり、国や地方自治体から補助金を得て、様々な分野で公役務を実質的に担っている。DV被害者保護においても活動の中心はアソシアシオンであり、議会及び政府は、アソシアシオンから助言を受けながら法案作成や政策立案を行っている。

(25) 別居は、事実上の別居状態 (séparation de fait) とは異なり、夫婦の一方の請求に基づいて、判決により、離婚と同一の事由によって、かつ、同一の条件で言い渡され得るものである。その本質的な効果は、夫婦の同居義務を終了させることである。山口編 前掲注(8), p.546.

保護命令に従わない場合には、2年の拘禁刑及び15,000ユーロの罰金が、保護命令による費用の支払い義務のある者が住所の変更を1月以内に相手に通知しなかった場合には、6月の拘禁刑及び7,500ユーロの罰金が科せられる（第5条／刑法典第227-4-2条、第227-4-3条）。

④ 被害者への住居の提供

保護命令により保護され又は保護されていた被害者のための十分な数の住居を確保するため、国と住居の賃貸人との間で協定を締結することが規定された（第19条／住居に関する権利の実現を目的とする1990年5月31日の法律第90-449号第5条）。在学中の成人の被害者については、国と地域学生厚生センター（centre régional des œuvres universitaires et scolaires: CROUS）²⁶⁾との間で協定が締結される（第20条／教育法典L.第822-1条）。

⑤ 実施状況

司法・自由省（現司法省）が行った保護命令の申立て及び発令の状況に関する調査によると、回答を得られた122の大審裁判所において、2010年10月1日から2011年5月1日までに854件の保護命令の申立てがあり、584件（68.4%）発令された²⁷⁾。これは、2008年に行われた民法典第220-1条に基づく暴力急速審理の申立てが469件にとどまることと比較して、保護命令制度が施行後すぐに大きな成果をあげた

ことを示す数字である²⁸⁾。ただし、専門家は、研修の不足から、弁護士や家族事件裁判官が制度をよく理解していない場合が多く、まだ十分活用されているとは言えないこと、裁判所によって実施にばらつきが見られる²⁹⁾ことなどから、増加する余地は大きいとしている³⁰⁾。

なお、法の実施に関する報告書によれば、調査を行った範囲において、心理的暴力のみに基づく保護命令の申立ては確認されなかった。心理的暴力は、主に身体的暴力に基づく申立てを裏付けるために援用されるにとどまっている³¹⁾。

主要な問題として、申立てから発令までの期間が長いことが挙げられている。保護命令制度創設の目的は差し迫った危険に対応することである。しかし、司法・自由省の調査によれば、実際に発令までにかかった期間は平均で25.7日であった。この期間は裁判所によって大きく異なるが、申立て後に行う聴取への召喚のための手続に時間を要することが原因であるとされる³²⁾。

(2) 被害者の権利の保障

評価委員会が行った公聴会において、DV被害女性の告訴率が約10%と著しく低いことが明らかになった。この背景には、緊急時に住居や子の保護の問題に対応することの難しさや被害者が外国人である場合の滞在資格の問題、また虚偽告訴の罪に問われることへの恐怖などが

26) 地域学生厚生センター（CROUS）は、学生の生活や勉学環境の質の向上及び高等教育における機会均等を図る国民教育省所管の学生支援機関、国立学生厚生センター（centre national des œuvres universitaires et scolaire: CNOUS）の地方組織である。フランス全土に27のCROUSがあり、さらに16の地区学生厚生センター（centre local des œuvres universitaires et scolaire: CLOUS）及び40の支部がある。大学の福利厚生における住居の割当てに関する決定は、CROUSが行っている（教育法典L.第822-1条）。CROUS, 在日フランス大使館ウェブサイト〈<http://www.ambafrance-jp.org/CROUS>〉

27) 調査は165の全てのの大審裁判所に質問表を送付する形式で行われた。Geoffroy et Bousquet, *op.cit.* (6), p.12.

28) *ibid.*, p.12.

29) セーヌ・サン・ドニ県のボビニーの大審裁判所は、2010年DV対策法の発効後直ちに保護命令制度実施のためのマニュアルを作成しており、発令件数が多い。一方で、全く発令が行われていない裁判所も存在する。*ibid.*, pp.34, 51-54.

30) *ibid.*, pp.12, 31-32.

31) *ibid.*, p.14.

32) *ibid.*, pp.14-16, 51-54.

あった³³⁾。2010年DV対策法は、これらの問題に対処するため、保護命令制度を創設したほか、さらに、被害者が権利を行使することができるよう、暴力の告発の障害を取り除くための規定を設けた。

① 外国人被害者への配慮

フランス人の配偶者として、又は家族の呼寄せ (regroupement familial)³⁴⁾によって滞在資格を得ている外国人被害者は、加害者である配偶者との共同生活を解消することで滞在資格を剥奪される可能性があり、フランスを退去させられることへの不安から告訴を断念せざるを得ない状況に置かれていた³⁵⁾。

そこで、2010年DV対策法は、保護命令の利益を受ける外国人に対し、滞在資格にかかわらず、その存在が公共秩序にとって脅威となる場合を除いて一時滞在許可証の交付又は更新を許可し、DVで加害者が有罪となった外国人被害者に対しては、10年有効の在留許可証を交付できるとした。なお、これらの滞在許可証により、職業活動を行う権利が認められる (第

11条、第12条/外国人の入国及び滞在並びに庇護権法典L.第313-12条、L.第431-2条³⁶⁾、L.第316-3条、L.第316-4条)。さらに、裁判援助を受ける権利も認めた (第15条/法律援助に関する1991年7月10日の法律第91-647号第3条)。

② 虚偽告訴の軽罪の改正

被害者が告訴をためらう理由として、裁判において証拠不十分で暴力の立証ができなかった場合に、加害者から虚偽告訴の罪で告訴され、有罪とされることへのおそれがあることが指摘された³⁷⁾。刑法典は、「告発された事実が真実であることが証明されないこと又はその事実が告発された者の責めに帰すべきではないことを宣言する無罪判決又は予審免訴の決定が確定したときには、当然に、告発された事実は、虚偽とみなす。」としていた。なお、虚偽告訴は、軽罪³⁸⁾として5年の拘禁刑及び45,000ユーロの罰金に処せられる。

2010年DV対策法は、問題の規定について、「告発された事実が真実であることが証明され

33) Geoffroy, *op.cit.* (18), p.9.

34) 家族の呼寄せは、一定の期間適法にフランスに滞在した外国人に対し、正常な家庭生活を送れるように、若干の法定された条件のもとで認められる、その配偶者及び未成年の子をフランスに呼び寄せる権利である。中村紘一ほか監訳『フランス法律用語辞典 (第3版)』三省堂, 2012, p.366.

35) Geoffroy, *op.cit.* (18), pp.39-40.

36) 外国人の入国及び滞在並びに庇護権法典 L. 第 313-12 条及び L. 第 431-2 条の当該規定は、2011 年 6 月 16 日の法律第 2011-672 号第 21 条による改正で削られ、L. 第 316-3 条にまとめられた。

37) Geoffroy, *op.cit.* (18), p.45.

38) 犯罪は、罪が重い順に、重罪 (crime)、軽罪 (délit)、違警罪 (contravention) に区分される。重罪は、社会の基本的な禁止事項に対する極めて重大な違反であり、殺人、強姦、通貨偽造等がこれに当たる。重罪の刑罰は、自然人については、無期又は10年以上30年以下の有期の懲役又は (政治犯罪の場合には) 禁錮、罰金及び補充刑で、法人については、罰金及び法律に定める場合の権利剥奪又は権利制限である。軽罪は、重要な社会規範に対する違反であり、窃盗、武器の所持、性的攻撃等がこれに当たる。軽罪の刑罰は、自然人については、10年以下の拘禁刑、3,750ユーロ以上の罰金、日数罰金、市民意識啓発研修、公益奉仕労働、権利剥奪又は権利制限、補充刑及び損害賠償制裁で、法人については、自然人について定められる額の5倍を上限とする罰金、法律に定める場合の権利剥奪又は権利制限及び損害賠償制裁である。違警罪は、共同生活の規則への違反であり、軽度の暴力、武器又は危険物の放置、公道交通の妨害等がこれに当たる。罪の重さにより第1級から第5級までの5種に区分され、第5級が最も重い。違警罪の刑罰は、罰金、一定の権利剥奪又は権利制限、補充刑及び損害賠償制裁で、罰金の上限は、自然人については3,000ユーロ、法人についてはその5倍である。中村ほか前掲注³⁴⁾, pp.120-121, 133, 146; Vie publique, *Quels sont les différents types d'infractions pénales ?*, 31 août 2012. (<http://www.vie-publique.fr/decouverte-institutions/justice/fonctionnement/justice-penale/quels-sont-differents-types-infractions-penales.html>)

ないこと」を「告発された事実がなかったこと」に改めることにより、被害者が虚偽告訴の罪に問われる危険性を解消した（第16条／刑法典第226-10条）。

(3) 携帯型電子的監視措置及び遠隔保護措置による被害者の保護

累犯を防止し被害者の保護を確実なものとするため、加害者が被害者へ接近する場合に備えて、携帯型電子的監視措置及び遠隔保護措置についての規定が設けられた（第6条）。

① 携帯型電子的監視措置における厳罰化

携帯型電子的監視措置 (placement sous surveillance électronique mobile: PSEM) は、

「累犯の処遇に関する2005年12月12日の法律第2005-1549号」⁽³⁹⁾によって導入された措置で、電子ブレスレット、携帯型受信装置及び設置型受信装置を用い、全地球測位システム(GPS)及び携帯電話のデジタル通信方式(GSM)の機能によって、対象者の居場所を特定し、司法当局が定めた義務及び禁止事項を遵守していることを常時確認できるようにするものである。PSEMは、仮釈放(libération conditionnelle)⁽⁴⁰⁾、社会内司法監督(suivi socio-judiciaire)⁽⁴¹⁾、司法監視(surveillance judiciaire)⁽⁴²⁾、保安監視(surveillance de sûreté)⁽⁴³⁾及び住居の指定(assignation à résidence)⁽⁴⁴⁾において言い渡すことができる⁽⁴⁵⁾。

(39) *op.cit.* (11)

(40) 仮釈放は、主刑の残余期間、刑に服することを仮に免除され、特別の条件、援助処分及び統制処分を履行、遵守して、仮釈放が取り消されなかった場合には、刑期を終えたものとされる制度である。受刑者の社会復帰の促進及び累犯の防止を目的とし、フランスでは恩恵とされている。網野光明「フランスにおける再犯防止策—性犯罪者等に対する社会内の司法監督措置を中心に—」『レファレンス』667号, 2006.8, pp.34-36. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999816_po_066702.pdf?contentNo=1>

(41) 社会内司法監督は、性犯罪対策として、1998年6月17日の法律第98-468号により導入された措置である。犯罪者に対し、拘禁刑の終了後に、裁判所が定めた期間、行刑裁判官の監督の下で、累犯防止のための監視及び援助に関する措置に従う義務が課せられる。2007年8月10日の法律第2007-1198号により、治療命令が原則として義務付けられた。対象となる犯罪は、制度の創設時には性犯罪に限定されていたが、2005年12月12日の法律第2005-1549号により、生命に対する故意の侵害等に範囲を拡大し、2007年3月5日の法律第2007-297号により、DV及び尊属等による未成年者に対する暴力の場合にも言い渡すことができるようになった。網野同上, pp.38-42; 末道康之「フランスの保安処分をめぐって」『南山法学』33(3・4), 2010.3, pp.222-231.

(42) 司法監視は、累犯の防止を目的として、2005年12月12日の法律第2005-1549号により導入された受刑者の釈放後の保安処分である。裁判所により、PSEMや治療命令等の義務が課せられる。対象となるのは、社会内司法監督を科すことのできる犯罪を理由として7年以上の自由剥奪刑を宣告され、医療鑑定によって累犯の危険性が確認された者である。1998年6月17日の法律第98-468号の施行前に刑務所に収容されている受刑者に社会内司法監督措置を適用できないため、その代替となる暫定的な処分として機能する側面を有している。末道 同上, pp.231-234.

(43) 保安監視は、重大な犯罪を犯した人格障害者の累犯の防止を目的として、2008年2月25日の法律第2008-174号により導入された措置であり、社会内司法監督、司法監視、治療命令を伴う仮釈放又は保安監置 (rétention de sûreté) の終了後に、PSEMや治療命令等の義務が課せられるものである。未成年者又は累犯等刑の加重事由の場合における成人に対する殺人、拷問及び虐待行為、強姦、誘拐又は不法監禁で15年以上の拘禁刑に処せられた者が、医療鑑定によって累犯のおそれが高いと判断された場合に対象となる。期間は2年であるが、累犯の危険が続く限り無期限に更新することができる。Service public, *Surveillance de sûreté*, 26 mars 2012. <<http://vosdroits.service-public.fr/particuliers/F1278.xhtml>>

(44) 携帯型電子的監視措置を伴う住居の指定は、7年以上の拘禁刑及び社会内司法監督を科せられる罪で予審開始決定を受けた者に対し、関係者の同意を得て又はその要請に基づき、命じることができる。この措置を受ける者は、裁判官が決定する条件又は理由に基づく場合を除き、指定された住居を離れることができない(刑事訴訟法典第142-5条)。

(45) François Pillet, *Sénat Rapport*, N° 564, 17 juin 2010, pp.45-46. <<http://www.senat.fr/rap/109-564/109-5641.pdf>>; 末道康之「再犯者処遇に関するフランスの新動向—再犯者処遇に関する2005年12月12日法を中心に—」『南山法学』30(2), 2007.1, pp.112-113.

2010年DV対策法は、予審開始後及び加害者の出所後の被害者の安全を確保するため、DVの加害者に対しては、住居の指定及び社会内司法監督におけるPSEM適用の要件を緩和した。PSEMを伴う住居の指定の対象は、7年以上の拘禁刑及び社会内司法監督を科せられる罪で予審開始決定を受けた者（刑事訴訟法典第142-5条）、社会内司法監督におけるPSEMの対象は、7年以上⁽⁴⁶⁾の自由剥奪刑（*peine privative de liberté*）⁽⁴⁷⁾を宣告された成人であって、医療鑑定により危険性が確認された者（刑法第131-36-10条）であるが、DV（子に対する暴力又は脅迫も含む。）の場合には、それぞれ5年以上で命じることができるようになった（刑事訴訟法典第142-12-1条、刑法典第131-36-12-1条）⁽⁴⁸⁾。

② 遠隔保護措置の試行

2010年DV対策法によって新設された遠隔保護措置（*dispositif de téléprotection*）は、DVの加害者がPSEMを伴う住居の指定、社会内司法監督又は仮釈放を言い渡され、かつ被害者との接触の禁止を命じられた場合に、この接触禁止を徹底するために、被害者の同意に基づいて手配される措置であり、「接近防止電子的保護措置（*dispositif électronique de protec-*

tion anti-rapprochement: DEPAR）」と呼ばれている。DEPARは、電子ブレスレットを装着した加害者が裁判官が個別に定める禁止距離を超えて被害者に接近すると当局に警報で知らせるGPS機能付きの携帯電話を被害者に付与するものである。接近禁止の距離は1kmから20kmまでの範囲内で2段階で設定され、第1及び第2の警報がある。警報を受けると治安部隊が被害者保護のために直ちに出勤する。被害者はまた、この携帯電話によって、専門のカウンセラーと常時連絡をとることができる⁽⁴⁹⁾。

遠隔保護措置は、2010年DV対策法の公布から3年間は、アレテ（省令）で定める区域において試行すると規定された。2011年12月12日のアレテ⁽⁵⁰⁾により、試行場所が、ストラスブール、エクス・アン・プロヴァンス及びアミアンの大審裁判所の管轄地域と定められ、試行の方法について定める2012年2月24日のデクレ（政令）⁽⁵¹⁾の公布により、2012年2月27日から2013年7月9日まで実施されることとなった。

しかし、実際には、DVで5年以上の自由剥奪刑を宣告される加害者は少なく、DEPARの適用の条件は、DV被害者の保護のために適切であるとは言いがたい。このため、セヌ・サン・ドニ県のボビニーの大審裁判所で2009年

(46) 2011年3月14日の法律第2011-267号第40条による改正で、累犯の場合には5年以上となった。

(47) 自由剥奪刑には、重罪に科せられる懲役（*réclusion criminelle*）又は禁錮（*détention criminelle*）及び軽罪に科せられる拘禁刑（*emprisonnement*）がある。Le monde politique, *Peines portant atteinte à la liberté*, décembre 2012. <http://www.lemondepolitique.fr/cours/droit_penal/sanction_penale/peine_liberte.html>

(48) 仮釈放におけるPSEMの対象についても、原則は、社会内司法監督を科すことのできる犯罪について7年以上の拘禁刑を宣告された成人であるが、2010年10月27日のデクレ第2010-1277号第7条による改正で、DVの場合には、5年以上で命じることができるようになった（刑事訴訟法典D.第539条）。

(49) Ministère de la Justice, *Le dispositif électronique de protection anti-rapprochement (DÉPAR)* <http://www.justice.gouv.fr/art_pix/depar.pdf> ; Service public, *Violences dans le couple: expérimentation d'un dispositif de protection anti-rapprochement*, 1 mars 2012. <<http://www.service-public.fr/actualites/002378.html>>

(50) Arrêté du 12 décembre 2011 relatif à l'expérimentation des dispositifs destinés à assurer l'effectivité de l'interdiction faite à une personne condamnée de rencontrer une personne protégée.

(51) Décret n° 2012-268 du 24 février 2012 relatif à l'expérimentation d'un dispositif électronique destiné à assurer l'effectivité de l'interdiction faite à une personne condamnée ou mise en examen de rencontrer une personne protégée.

11月23日から試行されている通報用携帯電話(téléphone portable d'alerte)⁵²が有効な保護手段であるとされた。通報用携帯電話は、DVで告訴した女性に対し、裁判手続のいずれの段階にあるかを問わず、重大な危険が確認された場合に、大審裁判所検事正によって付与される。ボタン一つで支援を行う会社とつながり、危険な場合には、通話が最優先される専用回線によって警察機関に接続される。警察の救援は10分程度で出動する。この通報用携帯電話の試行は他県にも広がり、殺人を回避するなどの決定的な結果をもたらした。なお、この措置にかかる費用は年間1,600ユーロであり、毎年DVのために総額25億ユーロもの費用がかかっているとされる⁵³ことを考慮しても、効果的な措置であると言える⁵⁴。政府は、この制度の2013年中の一般化を目指している⁵⁵。

(4) 子の保護

DVが子の健康に及ぼす心的外傷等の影響が、近年指摘されている⁵⁶。そのため、2010年DV対策法により、保護命令における親権行使の方式の決定(第1条/民法典第515-11条)、DVで重罪の有罪宣告を受けた親からの親権剥奪(第9条/民法典第378条)等が規定された。また、子及び被害者の安全を確保するために、加害者

である親とその子との面会について、裁判官の指定する場所において又は第三者若しくは資格を有する法人の代表者の立会いの下で引渡しを実施するよう定めることができるようになった(第7条/民法典第373-2-1条、第373-2-9条)。

法の実施における問題として、第7条の措置について、いくつかの県で、適切な面会場所の不足から実施が困難となっていることが挙げられる⁵⁷。

2 女性に対する暴力の予防

(1) 学校における予防

全ての教育段階において、男女間の平等、性差別の偏見との闘い並びに女性に対する暴力及びカップル間の暴力との闘いに関する情報を提供することが規定された(第23条/教育法典L.第312-17-1条)。また、このために、大学付設教員養成センター(instituts universitaires de formation des maîtres: IUFM)が、教員に向けた研修で、これらの問題についての啓発活動を実施することとされた(第23条/教育法典L.第721-1条)。

(2) 記念日の制定

女性に対する暴力の啓発活動のための国の記

52) この電話については呼称が定まっておらず、通報用携帯電話のほか、重大危険用電話(téléphone de grand danger)、重大危険電話(téléphone grand danger)、非常に重大な危険にさらされた女性のための通報用電話(téléphone d'alerte pour les femmes en très grand danger)、非常に重大な危険にさらされた女性のための緊急時用電話(téléphones d'urgence pour femmes en très grand danger)など様々に呼ばれている。重大危険電話(téléphone grand danger)及び非常に重大な危険(très grand danger)は、頭文字をとって“TGD”と略される。

53) Geoffroy, *op.cit.* (16), pp.42-43.

54) Geoffroy et Bousquet, *op.cit.* (6), pp.21-24; Seine-Saint-Denis, *Téléphone portable d'alerte*, 20 février 2013. <<http://www.seine-saint-denis.fr/Telephone-portable-d-alerte.html>>

55) Comité interministériel aux droits des femmes et à l'égalité entre les femmes et les hommes, *Une troisième génération des droits des femmes: vers une société de l'égalité réelle*, 30 novembre 2012, p.23. <<http://femme.s.gouv.fr/wp-content/uploads/2012/11/CI-DDF-RELEVÉ-V7.pdf>>

56) Geoffroy, *op.cit.* (16), pp.85-88.

57) Geoffroy et Bousquet, *op.cit.* (6), p.18.

念日を制定し、これを11月25日と定めた(第24条)⁵⁸⁾。

(3) メディアにおける予防

フランスにおいて、テレビ・ラジオ放送、電気通信等の視聴覚通信サービスは、視聴覚通信の公平性を確保するための独立の行政機関である視聴覚高等評議会(Conseil supérieur de l'audiovisuel: CSA)の監督下に置かれている。CSAは、視聴覚通信の事業者に対し、法律及び規則、人間の尊厳の尊重や児童・青少年の保護等の原則によって課せられる責務の遵守を要請する権限を有する。家族擁護団体やテレビ視聴者の利益保護を事業の目的とする団体等の特定の団体は、CSAに対し、責務遵守違反について申立てを行うことが認められている。

2010年DV対策法により、当該申立てが可能な団体に、女性の権利擁護団体が追加された。また、公共放送会社が、性差別の偏見、女性に対する暴力及びカップル間の暴力との闘い並びに男女間の平等のための活動を行うことが規定された(第27条/通信の自由に関する1986年9月30日の法律第86-1067号第42条、第43-11条、第48-1条)。さらに、インターネット事業者が考慮しなくてはならない一般利益について、人道に対する罪の擁護、人種差別の偏見に基づく憎悪の扇動、児童ポルノ、暴力の扇動及び人間の尊厳の侵害の抑止が規定されていたが、女性に対する暴力との闘いの啓発をインターネット上にも広めるため、暴力の扇動の中

でも女性に対するものの抑止が特に強調された(第28条/デジタル経済における信用のための2004年6月21日の法律第2004-575号第6条)。

法の実施に関する報告書によれば、第27条の規定に基づいて女性の権利擁護のための活動を行うアソシアシオンが2件の申立てを行い、CSAは、そのうちの1件で関係するラジオ局に対して警告文を送付した。また、CSAによる自発的な申立ても2件行われている⁵⁹⁾。

(4) 女性に対する暴力に関する国の監視機関の創設

2010年DV対策法は、適切な予防に資するため、女性に対する暴力に関するデータの収集及び調査の統括を行い、その結果を公的機関及び国民一般に広める国の機関の設立について、2010年12月31日までに政府が報告書を提出することと規定した(第29条)⁶⁰⁾。女性に対する暴力に関する監視機関については、セヌ・サン・ドニ県が独自の機関を設立して先進的な調査を行っているが、あくまで県内を調査する機関に過ぎず、フランス全土について調査を実施する国の機関の創設が求められた⁶¹⁾。

2013年1月3日のデクレ(政令)⁶²⁾により、女性に対する暴力に関する情報及びデータの収集、分析及び広報を行うことを目的とする国の機関、「暴力からの女性の保護及び人身売買との闘いのための省庁間委員会(Mission interministérielle pour la protection des femmes contre les

⁵⁸⁾ 前掲注(17)を参照。

⁵⁹⁾ Geoffroy et Bousquet, *op.cit.* (6), pp.35-36.

⁶⁰⁾ Geoffroy, *op.cit.* (18), p.10. この報告書は、期限を過ぎても提出されず、元老院ウェブサイトの2010年DV対策法の実施状況に関するページにおいて「未刊行」とされている。Geoffroy et Bousquet, *op.cit.* (6), p.8; Sénat, *Contrôle de l'application de la loi relative aux violences faites spécifiquement aux femmes, aux violences au sein des couples et aux incidences de ces dernières sur les enfants* (<http://www.senat.fr/application-des-lois/pp109-338.html>)

⁶¹⁾ Geoffroy, *op.cit.* (16), p.81.

⁶²⁾ Décret n° 2013-7 du 3 janvier 2013 portant création d'une mission interministérielle pour la protection des femmes contre les violences et la lutte contre la traite des êtres humains.

violences et la lutte contre la traite des êtres humains: MIPROF)」が設置された。

3 暴力の抑止

(1) 刑事調停の禁止

刑事調停 (médiation pénale) は、刑事訴追と不起訴との間の「第三の道」といわれる方法であり、侮辱や単純窃盗、軽度の暴力のような軽微な犯罪について、被害者及び加害者が、第三者の仲介を得て、協議による和解を図るものである。刑事調停は、これが、被害者への損害賠償を保障し、犯罪に起因する問題を終結させ、又は加害者の社会復帰に貢献すると思われる場合に、被害者の要請に基づき又はその同意を得て⁶³、大審裁判所検事正によって提案される⁶⁴。

刑事調停は、DV事件においては被害者に不利に働くことが多くの専門家から指摘されている。すなわち、調停では被害者と加害者とが平等な立場に置かれるため、暴力について双方に責任があるとの結論に至りかねないこと、DVの被害者は加害者によって支配されていることが多く、当事者間での対等な交渉が困難であることなどである⁶⁵。このため、2010年DV対策法で、DV被害者が保護命令の申立てを行った場合には、刑事調停を実施しないことが規定された (第30条/刑事訴訟法典第41-1条)。

(2) 心理的暴力を含むあらゆる形態の暴力の処罰

2010年DV対策法は、刑法典第222-7条以下に規定する暴力について、「心理的な暴力である場合も含め、その性質にかかわらず処罰の対象とする」とした (第31条/刑法典第222-14-3条)。具体的には、故意にではなく被害者を死亡させるもの、被害者に身体損傷又は永続的障害をもたらすもの、被害者に一週間を超える完全労働不能 (incapacité totale de travail: ITT)⁶⁶をもたらすもの、被害者に一週間以内の労働不能をもたらし又は労働不能をもたらさないもの⁶⁷ (刑法典第222-7条、第222-9条、第222-11条、第222-13条) 等があり、それぞれ心理的な暴力も含めて罰せられることとなった。この第31条が適用されるのはDV事件に限られないが、例示した4つの暴力に関してはDVが加重事由となっている。

(3) 心理的暴力の軽罪の新設

2010年DV対策法により、刑法典にカップル間での心理的暴力の軽罪の規定が設けられた (第31条/刑法典第222-33-2-1条)。条文において、心理的暴力は、現在又はかつての配偶者、パートナーによる「心身の健康状態の変化として現れる生活条件の悪化を目的とし、又は結果として生じさせる不正行為の反復によって、執拗に攻撃する行為」であるとされた。

カップル間での心理的暴力は、一つ一つは些細な行為であっても、繰り返し行われることにより、被害者の人格を破壊し加害者による被害

(63) 2010年DV対策法第30条により、「当事者の同意を得て」から「被害者の要請に基づき又はその同意を得て」に改められた。

(64) Service public, *Médiation pénale* <<http://vosdroits.service-public.fr/F1824.xhtml>>

(65) Geoffroy, *op.cit.* (18), p.60.

(66) 刑法における完全労働不能 (ITT) は、身体損傷、永続的障害又は死亡をもたらさなかった犯罪について、被害者が被った身体的又は精神的損害の程度を評価する基準である。「労働」とあるが、職業活動にかかわるものではなく、被害者が職業を有している必要はない。職業活動の停止について用いる社会法上の一時的完全労働不能 (incapacité temporaire totale de travail: ITT) とは異なる。Pillet, *op.cit.* (45), p.87; 中村ほか 前掲注(34), p.228.

(67) 一週間以内の完全労働不能をもたらす暴力は、通常は第5級の違警罪で処罰される (刑法典 R. 第625-1条) が、DVなど特定の事由の場合には、3年の拘禁刑及び45,000ユーロの罰金に処せられる (刑法典第222-13条)。

者の支配の原因となるなどの重大かつ持続的な影響をもたらし、また、身体的暴力へと向かう最初の段階となることが指摘されている。しかし、多くの被害者は、自らの置かれた状況が異常であることを認識しておらず、深刻な暴力の被害者であるとの自覚がなかった。そこで、カップル間における心理的暴力を定義し、軽罪として罰することで、こうした行為が容認できない犯罪であると当事者に認識させることが求められた⁽⁶⁸⁾。

もっとも、犯罪の構成要件が明確でなく、規定の適用には困難も伴う。また、告訴に必要な医師の診断書や証言等の証拠を収集しづらいという問題もある⁽⁶⁹⁾。

おわりに

フランスで2011年に現在又はかつてのパートナーからの暴力が原因で死亡した女性の数は、122人と減少傾向にあるものの、いまだ3日に1人の女性が犠牲となっている⁽⁷⁰⁾。

2010年DV対策法は、保護命令制度の創設により、緊急時にDVの被害者を加害者から引き離し、保護することを可能にした点で画期的である。しかし、法の実施に関する報告書によ

れば、関係専門職の制度に対する理解の不足、保護命令発令の裁判所による不均衡などの問題が生じており、引き続き対策が求められている。

こうした状況を受けて、フランソワ・オランド (François Hollande) 大統領は、女性に対する暴力撤廃国際デーの2012年11月25日、暴力被害女性のための「グローバル・プラン」を策定し、包括的な枠組み法案を政府が提出することを発表した⁽⁷¹⁾。大統領はまた、専用の緊急時宿泊施設を建設し、警察官、憲兵、医師、教師等の関係専門職に特別な研修を実施すること、2013年から大々的な広報キャンペーンを開始することを約束した⁽⁷²⁾。

わが国においても、警察が受理したDVの相談等の件数は年々増え続けており、2012(平成24)年中には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(いわゆるDV防止法(平成13年法律第31号))施行後最も多い43,950件に上った⁽⁷³⁾。2011年に長崎県で発生した、かつて同居していた元交際相手からの暴力の被害者の親族殺害事件を契機に、DV防止法改正の気運が高まり、2013年6月26日、保護命令の対象に同居する交際相手(かつて同居していた元交際相手を含む。)を加える改正法⁽⁷⁴⁾が成立した。

(68) Geoffroy, *op.cit.* (18), p.11.

(69) Geoffroy et Bousquet, *op.cit.* (6), pp.24-25. この報告書によれば、刑法典第222-33-2-1条に基づく有罪判決はまだ出ていない。

(70) 同性からの暴力による死者1人を含む。2010年より24人減少した。Ministère de l'Intérieur: *Etude nationale sur les morts violentes au sein du couple Année 2011*, pp.3-5. <<http://www.interieur.gouv.fr/A-votre-service/Ma-securite/Aide-aux-victimes/Aide-aux-victimes-presentation-des-differents-dispositifs/L-action-du-ministere-dans-le-cadre-des-violences-au-sein-du-couple>>

(71) 2013年7月3日、政府により、次の法案が元老院に提出された。Projet de loi pour l'égalité entre les femmes et les hommes. <<http://www.senat.fr/leg/pjl12-717.pdf>>

(72) “Bientôt un “plan global” pour les femmes victims de violences,” *Le Monde*, 2012.11.25.

(73) 警察庁生活安全局生活安全企画課「平成24年中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について」, 2013.3.14, p.5. <<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/24DV.pdf>> 相談件数増加の背景には、DVに対する意識の向上により、沈黙せず告発する被害者が増えたというプラスの要因もあるとみられる。

(74) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案」(第183回国会参法第28号。平成25年法律第72号)。この改正法により、法律の題名が、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められる。平成26年1月3日施行予定。

今後、被害者保護の在り方などについて検討する際には、フランスの取組が参考になるものと思われる。ただし、フランスの例からも分かるように、法規を制定し制度を設けるだけでは不十分で、その実効性を確保するための施策が欠かせない。また、フランスが、DVを個人の問題とせず社会全体の問題ととらえて、若者への男女平等の教育や広報等で国民一般に対する働きかけを行う「暴力の予防」を重視している

ことも、わが国に対して示唆を与えてくれる。女性に対する差別及び偏見を取り除き、DVが社会的に容認されない犯罪行為であるとの認識を広げていくことは、このような暴力の発生を未然に防ぎ、根本的な解決を図ることにつながるだろう。現に存在する暴力の被害者を救済するとともに、将来の暴力の芽を摘む、両面からのアプローチが肝要である。

(はせがわ そうこ)

特に女性に対する暴力並びにカップル間の暴力及びそれが子に与える影響に関する 2010 年 7 月 9 日の法律第 2010-769 号 (抄)

Loi n° 2010-769 du 9 juillet 2010 relative aux violences faites spécifiquement aux femmes, aux violences au sein des couples et aux incidences de ces dernières sur les enfants

国立国会図書館 調査及び立法考査局
議会官庁資料課 長谷川 総子 訳
調査及び立法考査局フランス法研究会 * 訳

【目次】

第 1 節 被害者の保護

第 2 節 暴力の予防

第 3 節 暴力の抑止

第 1 節 被害者の保護

第 1 条

I. 民法典第 1 編の末尾に第 14 章として、次のように加える。

「第 14 章 暴力の被害者の保護措置

「第 515-9 条 カップル間の暴力又は配偶者であった者、民事連帯協約⁽¹⁾を締結したパートナーであった者若しくは内縁関係にあった者から加えられる暴力により、その被害者である者又は一若しくは二以上の子が危険な状態にある場合には、家族

事件裁判官⁽²⁾は、当該被害者について緊急に保護命令を発することができる。「第 515-10 条 保護命令は、危険な状態にある者が必要な場合には補佐を受けて行う申立て又はその者の同意がある場合には検察官からの申立てを受けた裁判官が発する。

「裁判官は、保護命令の請求の受理後直ちに、あらゆる適切な手段を用いて、必要に応じて弁護士⁽³⁾の補佐を受ける申立人及び被申立人並びに検察官を聴取のために召喚する。当該聴取は、個別に実施することができる。当該聴取は、評議部⁽³⁾において行うことができる。

「第 515-11 条 家族事件裁判官は、当該裁判官に対して提出され、かつ、対審により審理された判断材料を考慮し、申し立てられた暴力行為の実行及び被害者が

* この翻訳は、当会の平成 24 年 4 月から 11 月までの活動の成果である。翻訳に当たっては、大山礼子駒澤大学法学部教授の指導を受けた。当会の構成メンバー（当時）は、岡村美保子、北岡健司、古賀豪、高澤美有紀、長谷川総子、服部有希、濱野恵、濱野雄太、安井一徳、矢部明宏（現衆議院調査局法務調査室長）である。脚注及び訳文中の [] 内の語句及び下線は、訳者が補ったものである。

(1) 民事連帯協約 (pacte civil de solidarité)、通称「PACS (パックス)」は、共同生活を営むために、異性又は同性の成年に達した自然人 2 人の間で締結される契約である (民法典第 515-1 条)。「民事連帯協約に関する 1999 年 11 月 15 日の法律第 99-944 号」によって創設された。ほかに「民事連帯契約」、「連帯民事契約」、「市民連帯契約」などと訳される場合がある。婚姻ほどの法的拘束力はなく、内縁よりは法的な枠組の中に置かれており、結婚と内縁との間に位置するカップルの形態である。北原零未「フランスにおける PACS の位置づけと概況」『経済学論纂』51(1・2), 2011.3, pp.345-346.

(2) 家族事件裁判官 (juge aux affaires familiales) は、大審裁判所 (注(7)を参照) に置かれている専門の判事であり、離婚、別居、扶養義務の決定、子の養育義務の決定、親権行使などに関して管轄権を持つ。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会, 2002, pp.312-313.

(3) 評議部 (chambre du conseil) は、民事裁判所において主として非訟事件につき組織される非公開の法廷である。山口編 同上, p.73.

さらされている危険の存在を認めるに足りる相当な理由があると判断する場合には、保護命令を発する。家族事件裁判官は、当該命令を発する場合には、次に掲げる事項について権限を有する。

「1° 被申立人に対して、家族事件裁判官が特に指定する特定の者との面会又は接触及び手段にかかわらずその者への連絡を禁止すること。

「2°⁽⁴⁾ 被申立人に対して、武器の所持又は携帯を禁止すること及び必要に応じてこの者が所持する武器を受領証と引換えに裁判所書記課⁽⁵⁾へ提出するよう命じること。

「3° 夫婦のいずれが夫婦の住居での居住を続けるかを明確にした上で、夫婦の別居を決定し、及び当該住居に係る費用負担の方式について決定すること。特別な事情がない限り、住居の使用権は、加害者ではない方の配偶者に付与される。

「4° カップルの住居の使用権を加害者ではない方の〔民事連帯協約を締結している〕パートナー又は内縁関係に

ある者に付与すること及び当該住居に係る費用負担の方式を明確にすること。
「5° 親権行使の方式並びに、必要に応じて、夫婦の場合には婚姻費用の分担、民事連帯協約を締結しているパートナーの場合には第 515-4 条に規定する物質的支援⁽⁶⁾並びに子の扶養及び教育の分担について決定すること。

「6° 申立人に対して、その住所又は居所を秘匿すること及びこの者を補佐し、若しくは代理する弁護士⁽⁷⁾の住所又はこの者が同様に当事者であるあらゆる民事訴訟を管轄する大審裁判所の大審裁判所検事正⁽⁷⁾の置かれるところを住所として選択することを許可すること。司法上の決定を執行するために、執行を担当する執行吏⁽⁸⁾がこの者の住所を知る必要がある場合には、この住所は、当該執行吏に通知されるが、当該執行吏は、その委任者にこの住所を明かすことはできない。

「7° 法律援助に関する 1991 年 7 月 10 日の法律第 91-647 号第 20 条第 1 項⁽⁹⁾の適用により申立人の裁判援

(4) 民法典第 515-11 条 2° は、2011 年 5 月 17 日の法律第 2011-525 号第 20 条により、「被申立人に対して、武器の所持又は携帯を禁止すること及び必要に応じてこの者が所持する武器で警察又は憲兵隊の部局が指定するものを裁判所書記課（注(5)を参照）へ寄託するために当該部局へ提出するよう命じること。」と改められた。

(5) 裁判所書記課 (greffe) は、首席書記 (greffier en chef) が裁判所書記 (greffier) に補佐されて運営し、裁判官及び検察官に関する運營業務の全てを担う。中村絃一ほか監訳『フランス法律用語辞典（第 3 版）』三省堂、2012, p.390.

(6) 民法典第 515-4 条第 1 項は、「民事連帯協約を締結しているパートナーは、共同生活並びに物質的支援 (aide matérielle) 及び相互協力の義務を負う。物質的支援については、パートナー間における別段の定めがない場合には、パートナーそれぞれの資力に応じたものとする。」と規定している。民事連帯協約 (PACS) における物質的支援は、夫婦の婚姻費用に相当するものである。

(7) 大審裁判所 (tribunal de grande instance) は、控訴院の管轄区域に少なくとも一つ設置され、第一審として民事事件及び刑事事件について裁判権を有するが、刑事事件については軽罪裁判所 (tribunal correctionnel) と呼ばれる。大審裁判所検事正 (procureur de la République) は、各大審裁判所に 1 人配置された検事局の代表者である。中村義孝『概説フランスの裁判制度』阿吽社、2013.4, p.46; 山口編 前掲注(2), p.461.

(8) 執行吏 (huissier[de justice]) は、司法補助職であり、管轄区域内での調書の作成、訴訟手続の送達、判決及び執行力のある行為の実施などの権限を有する。山口編 同上, p.268.

(9) 1991 年 7 月 10 日の法律第 91-647 号第 20 条第 1 項は、緊急の場合に裁判援助（注(10)を参照）の一時的許可を認めることを規定している。

助⁽¹⁰⁾を一時的に許可すること。

「裁判官は、必要に応じて、申立人に対して、保護命令の全期間を通じてこの者を支援する資格を有する法人の名簿を提示する。当該裁判官は、申立人の同意を得て、資格を有する法人に対して、当該法人がこの者と連絡をとることができるように申立人の連絡先を伝達することができる。

「第 515-12 条 第 515-11 条に規定する措置は、4 か月を上限とする期間、実施される。当該措置は、この期間中に、離婚又は別居⁽¹¹⁾の申立てがなされた場合には、4 か月を超えて延長することができる。家族事件裁判官は、検察官若しくは当事者のいずれかの要請に基づき、又はあらゆる有効な証拠調べ⁽¹²⁾を実施させ、及び各当事者に意見を表明するように促した後、いつでも、保護命令において言

い渡された措置の全部若しくは一部を削除若しくは修正し、新たな措置を決定し、被申立人にこの者に課された義務のうち特定のものの遵守の一時的な免除を許可し、又は保護命令を撤回することができる。

「第 515-13 条 裁判官は、第 515-10 条に規定する条件に従い、強制結婚⁽¹³⁾の危険にさらされている成人についても同様に保護命令を発することができる。

裁判官は、第 515-11 条 1°、2°、6° 及び 7° に規定する措置を講じる権限を有する。また、当該裁判官は、危険にさらされている者の要請により、その者の一時的な出国の禁止を命じることができる。この出国の禁止については、大審裁判所検事正により、搜索対象者ファイル⁽¹⁴⁾に記載される。第 515-12 条は、この条に基づき講じられる措置に適用する。」

(10) 裁判援助 (aide juridictionnelle) は、訴訟当事者の資力が一定の金額に満たない場合に、国が、弁護士費用等の裁判に必要な経費を全面的又は部分的に負担するものである。Service public, *Aide juridictionnelle*, 5 août 2013. <<http://vosdroits.service-public.fr/particuliers/F18074.xhtml>> 以下、インターネット情報は 2013 年 8 月 16 日現在である。

(11) 別居 (séparation de corps) は、事実上の別居状態 (séparation de fait) とは異なり、夫婦の一方の請求に基づいて、判決により、離婚と同一の事由によって、かつ、同一の条件で言い渡され得るものである。その本質的な効果は、夫婦の同居義務を終了させることである。山口編 前掲注(2), p.546.

(12) 証拠調べ (mesure d'instruction) は、裁判所による各種の証拠収集の実施のことである。証人尋問を通じた証言による証拠収集、本人の出頭による自白、鑑定、事実調査委託など実施方法は多様である。山口編 同上, p.297.

(13) 強制結婚 (mariage forcé) は、家族や親族等によって、当事者の同意なしに又は強制された同意に基づいて締結される婚姻であり、フランスでは、特にマリ、モーリタニア及びセネガル、また北アフリカ、アジア及びトルコ出身の共同体において行われている。男子に対しても行われるが、被害者の大多数は女子であり、女性に対する暴力の一つに位置づけられている。強制結婚は、フランス以外の国でも問題となっている。Guy Geoffroy, *Assemblée nationale Rapport*, N° 1799 Tome 1, 7 juillet 2009, p.73 <<http://www.assemblee-nationale.fr/13/pdf/rap-info/i1799-t1.pdf>> ; Haut conseil à l'intégration, *Le contrat et l'intégration: rapport à Monsieur le Premier ministre 2003*, janvier 2004, p.63 <<http://www.ladocumentationfrancaise.fr/var/storage/rapports-publics/044000033/0000.pdf>> ; 渡辺富久子「【ドイツ】強制結婚の取締りを強化する法律」『外国の立法』248-2号, 2011.8, p.28. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050683_po_02480212.pdf?contentNo=1>

(14) 搜索対象者ファイル (fichier des personnes recherchées: FPR) は、司法、軍事又は行政当局の要請に基づき警察及び憲兵隊が行う搜索に資するために作成される情報ファイルで、搜索対象者の身元、身体的特徴及び必要に応じて写真、搜索の理由、発見された場合の対処についての情報が記載される。FPR への記載は、令状の執行等の司法上の理由、外国人の国外追放措置、失踪人の搜索等の行政上の理由及び治安上の理由で行われる。Commission nationale de l'informatique et des libertés (CNIL), *FPR: Fichier des personnes recherchées*, 10 février 2011. <<http://www.cnil.fr/documentation/fichiers-en-fiche/fichier/article/fpr-fichier-des-personnes-recherchees/>>

II. 同法典を次のように改める。

- 1° 第 220-1 条第 3 項⁽¹⁵⁾を削る。
- 2° 第 220-1 条第 4 項中「その他の」を削る。
- 3° 第 257 条第 3 項⁽¹⁶⁾の「第 220-1 [条]」の次に「及びこの編第 14 章の」を加える。

第 2 条

刑事訴訟法典第 53-1 条⁽¹⁷⁾及び第 75 条⁽¹⁸⁾の末尾に 6° として、次のように加える。

- 「6° 民法典第 515-9 条から第 515-13 条までに規定する条件に従って、保護命令を請求すること。被害者は、加害者に科せられ

る刑及び判決に付される可能性のある執行の条件についても告知されるものとする。」

第 3 条⁽¹⁹⁾

I. — 民法典第 375-7 条⁽²⁰⁾の末尾に次の一項を加える。

「第 375-2 条⁽²¹⁾、第 375-3 条⁽²²⁾及び第 375-5 条⁽²³⁾を適用する場合には、裁判官は、子の出国の禁止も命じることができる。この決定は、2 年を超えない範囲で禁止の期間を定める。この出国の禁止については、大審裁判所検事正により、捜索対象者ファイル

(15) 民法典第 220-1 条第 3 項は、DV により配偶者、子が危険にさらされる場合に家族事件裁判官が緊急措置として夫婦の別居を命じ住居の用益権を被害者に付与する「暴力急速審理 (référé-violence)」を規定していたが、保護命令制度の創設と引換えに削られた。

(16) 民法典第 257 条第 3 項は、裁判官が、離婚の申立てを受けた際に、配偶者の権利を保障するために夫婦共有財産に対する封印貼付等の保全措置を命じることができること、その場合であっても、民法典第 220-1 条及び第 1 編第 14 章（「暴力の被害者の保護措置」）の規定、その他の夫婦財産制に関する保護は適用することができることを規定している。

(17) 刑事訴訟法典第 53-1 条は、司法警察員及び司法警察補助員（注(29)を参照）が、重罪及び軽罪（注(46)を参照）の現行犯の被害者に告知する、被害者の権利について規定している。

(18) 刑事訴訟法典第 75 条は、司法警察員が、及びその監督の下で司法警察補助員が、予備捜査 (enquête préliminaire) を行うとし、その際に被害者に告知する、被害者の権利について規定している。

(19) この法律の第 3 条は、強制結婚の危険にさらされている未成年者を保護するための規定である。強制結婚の危険にさらされている成人は保護命令の対象となるが、未成年者は、その保護について児童裁判官 (juge des enfants) が管轄権を持つため、家族事件裁判官による保護命令の対象にならない。そこで、同条 I で、児童裁判官に育成扶助（注(20)を参照）の対象となる子の出国の禁止を命じる権限を付与している。また、一方の親による子の国外連れ去りのあらゆる危険を回避するため、同条 II で、家族事件裁判官に両親の同意のない場合における子の出国の禁止を命じる権限を付与している。強制結婚は、多くの場合、外国で行われるため、出国の禁止が最も有効な対策となる。François Pillet, *Sénat Rapport*, N° 564, 17 juin 2010, p.40. (<http://www.senat.fr/rap/109-564/109-5641.pdf>)

(20) 民法典第 375 条以下は、育成扶助 (assistance éducative) に関する規定である。育成扶助は、親権又は後見から解放されていない未成年者について、その健康、安全若しくは道徳が危険にさらされる場合又はその教育の条件若しくは身体的、情緒的、知的及び社会的発育の条件が著しく損なわれる場合に、両親若しくは一方の親、後見人、未成年者本人又は検察官等の申立てにより、児童裁判官が定める扶助措置である。民法典第 375-7 条は、育成扶助と親権等との関係についての規定である。

(21) 民法典第 375-2 条は、未成年者は、可能な限りその現在の環境において維持されなければならないとし、その場合に、裁判官が、資格を有する個人又は専門の機関を指定し、家族に援助及び助言をもたらす任務を与えることと規定している。「現在の環境」とは、原則として、子の自然の家族の環境のことである。山脇貞司「フランスの育成扶助 (assistance éducative) 制度」『ケース研究』(通号 203), 1985, p.9.

(22) 民法典第 375-3 条及び第 375-4 条は、子の預入れに関する規定である。第 375-3 条は、子の保護のために必要な場合には、裁判官が、子を現在の環境から切り離して、他方の親や家族、信頼できる第三者、県の児童社会扶助機関等に預けることを決定できると規定している。

(23) 民法典第 375-5 条は、裁判官が、仮の措置として、訴訟手続の間、未成年者の受入れ施設への仮の引渡しを命じ、又は第 375-3 条及び第 375-4 条に規定する措置をとることができると規定している。

に記載される。」

- II. 一 同法典第 373-2-6 条⁽²⁴⁾最終項を次のように改める。

「裁判官は、特に、両親の同意のない場合におけるフランスの領土からの子の出国の禁止を命じることができる。両親の同意のない場合におけるフランスの領土からの子の出国の禁止については、大審裁判所検事正により、捜索対象者ファイルに記載される。」

第 4 条

治安に関する 2003 年 3 月 18 日の法律第 2003-239 号第 23 条 I⁽²⁵⁾の末尾に 14°として、次のように加える。

「14° 民法典第 373-2-6 条、第 375-7 条及び第 515-13 条に規定する出国の禁止。」

第 5 条

- I. 一 刑法典第 2 編第 2 章第 7 節第 2 款の次に第 2 款の 2 として、次のように加える。
「第 2 款の 2 暴力が行われた場合に家族事件裁判官が発する命令に対する違反

「第 227-4-2 条 民法典第 515-9 条又は第 515-13 条に基づく保護命令により課せられる義務又は禁止の対象である者が当該義務又は禁止に従わない場合には、2 年の拘禁刑及び 15,000 ユーロの罰金に処する。

「第 227-4-3 条 民法典第 515-9 条に基づく保護命令により負担金又は生活補助金の支払いの義務を負う者が、住所を変更した時から起算して 1 月以内に債権者に住所の変更を通知しなかった場合には、6 月の拘禁刑及び 7,500 ユーロの罰金に処する。」

- II. 一 刑事訴訟法典第 141-3 条の次に第 141-4 条として、次のように加える。

「第 141-4 条 警察及び憲兵隊の部隊は、司法統制処分⁽²⁶⁾を受けている者が、第 138 条 9°及び 17°⁽²⁷⁾に基づき課せられる義務の履行を怠っていると疑うに足りる理由がある場合には、職務として又は予審判事⁽²⁸⁾の指示に基づき、その者を逮捕することができる。その場合には、司法警察員⁽²⁹⁾の決定に基づ

(24) 民法典第 373-2-6 条は、家族事件裁判官は、未成年の子の利益の保護に特に留意して子の身上にかかわる親権の問題について裁判を行うとし、当該裁判官が、未成年の子とその両親との関係の継続性及び実効性を保証するための措置をとることができることと規定している。旧同条最終項は、「裁判官は、特に、両親の同意のない場合におけるフランス領土からの子の出国の禁止について、両親の旅券に記載するよう命じることができる。」と規定していたが、フランスの裁判官に外国籍の旅券にこの記載を命じる権限がないこと、IC 旅券に対応できないことから、削られた。Pillet, *op.cit.* (19), pp.40-41.

(25) 2003 年 3 月 18 日の法律第 2003-239 号第 23 条 I は、裁判所の決定により捜索対象者ファイルに記載される事項について規定している。(同法第 23 条 I は、2011 年 3 月 14 日の法律第 2011-267 号第 11 条により、刑事訴訟法典第 230-19 条となった。)

(26) 司法統制処分 (contrôle judiciaire) は、拘禁刑又は拘禁刑より重い刑罰を科せられる罪に問われる軽罪被告人又は予審被告人を、一又は二以上の義務に従わせる自由制限処分である。予審被告人は、無罪と推定され拘束されないが、予審上の必要性から又は保安処分として、司法統制処分又は電子的監視を伴う住居の指定を言い渡される。これらの措置で目的を達成することができない場合には、例外的に、未決勾留 (détention provisoire) が命じられる (刑事訴訟法典第 137 条、第 394 条)。

(27) 刑事訴訟法典第 138 条は、拘禁刑又は拘禁刑より重い刑罰を科せられる罪で予審開始決定を受けた者に、予審判事 (注(28)を参照) 又は釈放権及び勾留権を有する裁判官 (注(36)を参照) が司法統制処分を命じることができると規定し、対象者に課す義務について列挙している。9°は、裁判官の指定する者との接触の禁止について、17°は、DV 犯罪の場合のカップルの住居からの退去及びこの住居への接近禁止等についての規定である。

(28) 予審判事 (juge d'instruction) は、フランス刑事訴訟における予審手続と判決手続の分離の原則に基づき、軽罪裁判所ごとに任期 3 年で大審裁判所裁判官が担当者に任命され、証拠調べ及び被疑者の尋問に当たる。山口編 前掲注(2), p.314.

き、状況を確認し、かつ、義務違反について尋問するために、その者を最長 24 時間まで警察又は憲兵隊の署内に留置することができる。

「司法警察員は、この措置の開始後速やかに、予審判事に報告するものとする。

「留置された者は、その者が違反した疑いのある義務の性質並びにその者が第 63-1 条第 3 項及び第 4 項³⁰⁾、第 63-2 条³¹⁾、第 63-3 条³²⁾並びに第 63-4 条の最初の四項³³⁾に規定された権利を行使できることを、司法警察員により、又はその監督の下で司法警察補助員によって、直ちに告知されるもの

とする。

「第 63-2 条及び第 63-3 条に基づいて大審裁判所検事正に付与される権限は、予審判事によって行使されるものとする。

「第 64 条³⁴⁾及び第 65 条³⁵⁾は、この措置に適用することができる。留置されている者は、留置の期間中に、警察又は憲兵隊の部隊によって体内を検査されない。

「措置の後、予審判事は、必要に応じて、釈放権及び勾留権を有する裁判官³⁶⁾に司法統制処分を取消しを付託するために、その者を召喚することができる。

「予審判事は、同様に司法警察員又は司法

(29) 司法警察員 (officier de police judiciaire) 及び司法警察補助員 (agent de police judiciaire) は、検事局の権限の下に置かれ、かつ控訴院予審部の監督下に置かれる公務員であり、警察捜査及び現行犯捜査に属する活動を行うこと、予審判事からの嘱託を実行することを任務とする。司法警察員が完全な権限を有し、司法警察補助員は司法警察員を補助するにとどまる。中村ほか 前掲注(5), p.297.

(30) 刑事訴訟法典第 63-1 条は、警察留置 (garde à vue) に付された全ての者が、司法警察員により、又はその監督の下で司法警察補助員によって、捜査の対象となっている犯罪の性質、第 63-2 条 (注30を参照)、第 63-3 条 (注32を参照) 及び第 63-4 条 (注33を参照) に規定された権利並びに警察留置の期間に関する規定について告知されることを規定している。第 3 項は、告知が、警察留置に付された者の理解できる言語によって、必要な場合には書面でなされなくてはならないことについて、第 4 項は、この者に聴覚障害がある場合には、手話での通訳等による補佐を受けなければならないことについて規定している。(2011 年 4 月 14 日の法律第 2011-392 号第 3 条によって改正された。)

(31) 刑事訴訟法典第 63-2 条は、警察留置に付された者が、生活を共にする者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の 1 人又は雇用主に対し、自らが対象となっている措置について電話で通知させることができると規定している。(2011 年 4 月 14 日の法律第 2011-392 号第 4 条によって改正された。)

(32) 刑事訴訟法典第 63-3 条は、警察留置に付された者が、医師の診察を受けることができると規定している。(2011 年 4 月 14 日の法律第 2011-392 号第 5 条によって改正された。)

(33) 刑事訴訟法典第 63-4 条の最初の四項は、警察留置に付された者が弁護士との接見を要求できること、弁護士会会長にこの要求が直ちに通知されること、接見の秘密が保証されること、30 分を超えない接見の後に必要に応じて弁護士が意見書を提出することを規定している。(2011 年 4 月 14 日の法律第 2011-392 号第 7 条によって改正された。) なお、2011 年 4 月 14 日の法律第 2011-392 号第 18 条により、「第 63-1 条第 3 項及び第 4 項、第 63-2 条、第 63-3 条並びに第 63-4 条の最初の四項」は「第 63-2 条から第 63-4 条まで」に改められた。

(34) 刑事訴訟法典第 64 条は、司法警察員が、警察留置に付された者に対する聴取の調書に、留置理由、取調べ及び休息の期間、食事の時間、留置の開始及び終了の日時、第 63-2 条、第 63-3 条及び第 63-4 条に基づく要求及びその結果について記載しなくてはならないこと、この記載に関係する者による署名がなされることを規定している。(2011 年 4 月 14 日の法律第 2011-392 号第 12 条によって改正された。)

(35) 刑事訴訟法典第 65 条は、留置の開始及び終了の日時、取調べ及び休息の期間については、第 64 条に規定する記載及び署名は、警察留置に付された者を収容する警察署又は憲兵隊に保管されている特別登録簿にも記入しなければならないこと等を規定している。(2011 年 4 月 14 日の法律第 2011-392 号第 18 条によって削除された。) なお、2011 年 4 月 14 日の法律第 2011-392 号第 18 条により、「第 64 条及び第 65 条は、この措置に適用することができる」は、「第 64 条は、この措置に適用することができる」に改められた。

(36) 釈放権及び勾留権を有する裁判官 (juge des libertés et de la détention) は、勾留を命じ又は延長する権限を有する単独裁判官である。2000 年 6 月 15 日の法律第 2000-516 号によって創設された。従来それをなす権限を有していた予審判事に代わって、これらの措置を言い渡す。中村ほか 前掲注(5), p.246.

警察補助員に、後日召喚することをその者に告知するよう要請することができる。」

Ⅲ. 一 同法典第 141-2 条第 2 項⁽³⁷⁾の末尾に以下の文を加える。

「第 141-4 条の規定を適用することができる。この場合に同条によって予審判事に付与される権限は、大審裁判所検事正が行使する。」

Ⅳ. 一 同法典第 394 条最終項最終文⁽³⁸⁾の末尾に次の語句を加える。

「、及び第 141-4 条の規定 [を適用することができる]。この場合に同条によって予審判事に付与される権限は、大審裁判所検事正が行使する。」

第 6 条

I. 刑事訴訟法典第 142-12 条の次に第 142-12-1 条として、次のように加える。

「第 142-12-1 条 第 142-5 条⁽³⁹⁾の規定にかかわらず、次に掲げる者に対して行われた 5 年以上の拘禁刑に処すべき暴力又は脅迫について予審開始決定を受けた者に対しては、

携帯型電子的監視措置⁽⁴⁰⁾制度の下で実施される住居の指定を命じることができる。

「1° この者の配偶者、内縁関係にある者又は民事連帯協約を締結しているパートナー

「2° この者の子又はこの者の配偶者、内縁関係にある者若しくは [民事連帯協約を締結している] パートナーの子

「この条は、当該犯罪が被害者の配偶者であった者又は被害者と内縁関係にあった者若しくは民事連帯協約を締結したパートナーであった者により被害者の住所において行われた場合にも、同様に適用することができる。」

II. 刑法典を次のように改める。

1° 第 131-36-12 条の次に第 131-36-12-1 条として、次のように加える。

「第 131-36-12-1 条 第 131-36-10 条⁽⁴¹⁾の規定にかかわらず、携帯型電子的監視措置は、次に掲げる者に対して行われた暴力又は脅迫について 5 年以上の自由剥奪

(37) 刑事訴訟法典第 141-2 条第 2 項は、予審被告人が司法統制処分⁽³⁷⁾で課せられた義務に従わない場合における勾引勾留状 (mandat d'arrêt) 又は勾引状 (mandat d'amener) の発付及び未決勾留について規定している。

(38) 刑事訴訟法典第 394 条最終項の末尾は、「司法統制処分又は電子的監視を伴う住居の指定を受けている被告人が課せられた義務に従わない場合には、第 141-2 条第 2 項及び第 141-4 条の規定を適用することができる。この場合に同条によって予審判事に付与される権限は、大審裁判所検事正が行使する。」と規定している。

(39) 刑事訴訟法典第 142-5 条は、携帯型電子的監視措置 (注(40)を参照) を伴う住居の指定 (assignation à résidence) は、7 年以上の拘禁刑及び社会内司法監督 (注(49)を参照) を科せられる罪で予審開始決定を受けた者に対し、関係する者の同意を得て又はその要請に基づき、命じることができると規定している。この措置を受ける者は、裁判官が決定する条件又は理由に基づく場合を除き、指定された住居を離れることができない。

(40) 携帯型電子的監視措置 (placement sous surveillance électronique mobile: PSEM) は、「累犯の処遇に関する 2005 年 12 月 12 日の法律第 2005-1549 号」によって導入された措置で、電子プレスレット、携帯型受信装置及び設置型受信装置を用い、全地球測位システム (GPS) 及び携帯電話のデジタル通信方式 (GSM) の機能によって、対象者の居場所を特定し、司法当局が定めた義務及び禁止事項を遵守していることを常時確認できるようにするものである。PSEM は、仮釈放 (注(50)を参照)、社会内司法監督、司法監視 (surveillance judiciaire)、保安監視 (surveillance de sûreté) 及び住居の指定において言い渡すことができる。Pillet, *op.cit.* (19), pp.45-46; 末道康之「再犯者処遇に関するフランスの新動向—再犯者処遇に関する 2005 年 12 月 12 日法を中心に」『南山法学』30(2), 2007.1, pp.112-113.

(41) 刑法典第 131-36-10 条は、社会内司法監督における保安処分としての携帯型電子的監視措置 (PSEM) 適用の条件に関する規定である。同条は、PSEM は、7 年以上 (2011 年 3 月 14 日の法律第 2011-267 号第 40 条による改正で、累犯の場合には 5 年以上となった。) の自由剥奪刑 (注(42)を参照) を宣告された成人であって、医療鑑定により危険性が確認されたものに対し、累犯を防止するために必要であると判断される場合に、自由剥奪刑の終了する日から命じることができると規定している。期間は 2 年で、軽罪については 1 回、重罪については 2 回の更新が認められる (刑法典第 131-36-12 条)。

刑⁽⁴²⁾を宣告された成人であって、医療鑑定により危険性が確認されたものに対して命じることができる。

「1° この者の配偶者、内縁関係にある者又は民事連帯協約を締結しているパートナー

「2° この者の子又はこの者の配偶者、内縁関係にある者若しくは〔民事連帯協約を締結している〕パートナーの子

「この条は、暴力が被害者の配偶者であった者又は被害者と内縁関係にあった者若しくは民事連帯協約を締結したパートナーであった者により被害者の住所において行われた場合にも、同様に適用することができる。」

2° 第 222-18-2 条の次に第 222-18-3 条として、次のように加える。

「第 222-18-3 条 脅迫が被害者の配偶者

又は被害者と内縁関係にある者若しくは民事連帯協約を締結しているパートナーにより行われた場合には、第 222-17 条⁽⁴³⁾

第 1 項に規定する脅迫は、2 年の拘禁刑及び 30,000 ユーロの罰金に、同条〔第 222-17 条〕第 2 項及び第 222-18 条⁽⁴⁴⁾第 1 項に規定する脅迫は、5 年の拘禁刑及び 75,000 ユーロの罰金に、第 222-18 条第 2 項に規定する脅迫は、7 年の拘禁刑及び 100,000 ユーロの罰金に処する。」

3° 第 222-48-1 条第 2 項⁽⁴⁵⁾中「及び第 222-14 条」を「、第 222-14 条及び第 222-18-3 条」に改める。

Ⅲ. 配偶者、内縁関係にある者又は民事連帯協約を締結しているパートナーに対して行われた重罪又は軽罪⁽⁴⁶⁾について予審開始決定を受けた者が携帯型電子的監視を伴う住居の指定を受け、かつ被害者との接触の禁

(42) 自由剥奪刑 (peine privative de liberté) には、重罪に科せられる懲役 (réclusion criminelle) 又は禁錮 (détention criminelle) 及び軽罪に科せられる拘禁刑 (emprisonnement) がある。Le monde politique, *Peines portant atteinte à la liberté*, décembre 2012. <http://www.lemondepolitique.fr/cours/droit_penal/sanction_penale/peine_liberte.html>

(43) 刑法典第 222-17 条第 1 項は、未遂であっても罪となるような重罪又は軽罪を行うとする脅迫は、6 月の拘禁刑及び 7,500 ユーロの罰金に処すると規定している。同条第 2 項は、第 1 項の脅迫が死に至らしめるとの脅迫である場合には、3 年の拘禁刑及び 45,000 ユーロの罰金に処すると規定している。

(44) 刑法典第 222-18 条第 1 項は、重罪又は軽罪を行うとする脅迫は、ある条件を満たすよう要求する命令を伴って行われる場合には、3 年の拘禁刑及び 45,000 ユーロの罰金に処すると規定している。同条第 2 項は、第 1 項の脅迫が死に至らしめるとの脅迫である場合には、5 年の拘禁刑及び 75,000 ユーロの罰金に処すると規定している。

(45) 刑法典第 222-48-1 条第 2 項は、第 222-8 条 (注95を参照)、第 222-10 条 (注96を参照)、第 222-12 条 (注97を参照)、第 222-13 条 (注98を参照)、第 222-14 条 (注76を参照) 及び第 222-18-3 条に規定する犯罪が、DV 又は尊属等による 15 歳未満の未成年者に対する犯罪である場合には、加害者に対し、社会内司法監督も言い渡すことができると規定している。

(46) 犯罪は、罪が重い順に、重罪 (crime)、軽罪 (délit)、違警罪 (contravention) に区分される。重罪は、社会の基本的な禁止事項に対する極めて重大な違反であり、殺人、強姦、通貨偽造等がこれに当たる。重罪の刑罰は、自然人については、無期又は 10 年以上 30 年以下の有期の懲役又は (政治犯罪の場合には) 禁錮、罰金及び補充刑で、法人については、罰金及び法律に定める場合の権利剥奪又は権利制限である。軽罪は、重要な社会規範に対する違反であり、窃盗、武器の所持、性的攻撃等がこれに当たる。軽罪の刑罰は、自然人については、10 年以下の拘禁刑、3,750 ユーロ以上の罰金、日数罰金、市民意識啓発研修、公益奉仕労働、権利剥奪又は権利制限、補充刑及び損害賠償制裁で、法人については、自然人について定められる額の 5 倍を上限とする罰金、法律に定める場合の権利剥奪又は権利制限及び損害賠償制裁である。違警罪は、共同生活の規則への違反であり、軽度の暴力、武器又は危険物の放置、公道交通の妨害等がこれに当たる。罪の重さにより第 1 級から第 5 級までの 5 種に区分され、第 5 級が最も重い。違警罪の刑罰は、罰金、一定の権利剥奪又は権利制限、補充刑及び損害賠償制裁で、罰金の上限は、自然人については 3,000 ユーロ、法人についてはその 5 倍である。中村ほか 前掲注(5), pp.120-121, 133, 146; Vie publique, *Quels sont les différents types d'infractions pénales ?*, 31 août 2012. <<http://www.vie-publique.fr/decouverte-institutions/justice/fonctionnement/justice-penale/quels-sont-differents-types-infractions-penales.html>>

止が命じられた場合には、当該被害者は、明示の同意により、この予審開始決定を受けた者に対して課せられている義務について違反があった場合に当局に通報することができる遠隔保護措置⁽⁴⁷⁾の手配又はこの予審開始決定を受けた者が近くにいることを遠隔から通知することができる電子的装置の所持⁽⁴⁸⁾の提案を受けることができる。

これらの措置は、配偶者、内縁関係にある者又は民事連帯協約を締結しているパートナーに対して行われた重罪又は軽罪について有罪の宣告を受けた者が、社会内司法監督⁽⁴⁹⁾又は仮釈放⁽⁵⁰⁾に伴う措置として携帯型電子的監視を受け、かつ被害者との接触の禁止が命じられた場合にも、当該被害者に対して同様に提案することができる。

これらの規定は、当該犯罪行為が被害者の配偶者であった者又は被害者と内縁関係にあった者若しくは民事連帯協約を締結したパートナーであった者によって行われた場合にも、同様に適用することができる。

これらの規定は、試行として、この法律の公布から3年間は、アレテで定める方式に従い、司法省が定める区域において適用することができる⁽⁵¹⁾。

第7条

民法典を次のように改める。

1° 第373-2-1条⁽⁵²⁾を次のように改める。

a) 第3項中「場合には」の次に「、子の利益に応じて、」を加え、「この親」を「親権の行使[権限]を有しない親」に改め

(47) 遠隔保護措置 (dispositif de téléprotection) は、DVの被害者に対し、携帯型電子的監視措置の対象となっている加害者が裁判官が個別に定める禁止距離を超えて接近すると当局に警報で知らせるGPS機能付きの携帯電話を付与するものである。Ministère de la Justice, Le dispositif électronique de protection anti-rapprochement (DÉPAR) (http://www.justice.gouv.fr/art_pix/depar.pdf)

(48) 電子的装置の所持は、スペインの措置を参考にしたもので、被害者に電子プレスレットを付与し、同様に電子プレスレットを装着した暴力の加害者が接近すると、オペレーターに信号が送信されるものである。Pillet, *op.cit.* (19), p.49.

(49) 社会内司法監督 (suivi socio-judiciaire) は、性犯罪対策として、1998年6月17日の法律第98-468号により導入された措置である。犯罪者に対し、拘禁刑の終了後に、裁判所が定めた期間、行刑裁判官の監督の下で、累犯防止のための監視及び援助に関する措置に従う義務が課せられる。2007年8月10日の法律第2007-1198号により、治療命令が原則として義務付けられた。対象となる犯罪は、制度の創設時には性犯罪に限定されていたが、2005年12月12日の法律第2005-1549号により、生命に対する故意の侵害等に範囲を拡大し、2007年3月5日の法律第2007-297号により、DV及び尊属等による未成年者に対する暴力の場合にも言い渡すことができるようになった。網野光明「フランスにおける再犯防止策—性犯罪者等に対する社会内の司法監督措置を中心に—」『レファレンス』667号, 2006.8, pp.38-42 (http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999816_po_066702.pdf?contentNo=1); 末道康之「フランスの保安処分をめぐって」『南山法学』33(3・4), 2010.3, pp.222-231.

(50) 仮釈放 (libération conditionnelle) は、主刑の残余期間、刑に服することを仮に免除され、特別の条件、援助処分及び統制処分を履行、遵守して、仮釈放が取り消されなかった場合には、刑期を終えたものとされる制度である。受刑者の社会復帰の促進及び累犯の防止を目的とし、フランスでは恩恵とされている。網野 同上, pp.34-36.

(51) 次のアレテにより、試行場所は、ストラズブル、エクス・アン・プロヴァンス及びアミアンの大審裁判所の管轄地域と定められた。Arrêté du 12 décembre 2011 relatif à l'expérimentation des dispositifs destinés à assurer l'effectivité de l'interdiction faite à une personne condamnée de rencontrer une personne protégée. また、次のデクレにより、試行の方式が定められ、2012年2月27日から2013年7月9日まで実施されることとなった。Décret n° 2012-268 du 24 février 2012 relatif à l'expérimentation d'un dispositif électronique destiné à assurer l'effectivité de l'interdiction faite à une personne condamnée ou mise en examen de rencontrer une personne protégée.

(52) 民法典第373-2-1条は、子の利益のために必要な場合における、親権行使権限の一方の親への付与に関する規定である。同条第3項は、「子の利益に応じて、子と親権の行使[権限]を有しない親との関係の継続性及び実効性のために必要な場合には、家族事件裁判官は、指定する面会場所における訪問権を準備することができる。」と規定している。同条最終項第1文は、「親権の行使[権限]を有しない親も、子の扶養及び教育を監督する権利及び義務を保持する。」と規定している。

る。

b) 第3項の次に次の一項を加える。

「子の利益のために必要な場合又は両親の一方への子の直接的な引渡しがいずれかの親にとって危険となる場合には、裁判官は、引渡しがあらゆる必要な保障を備えたものとなるように、その方式を設定する。裁判官は、引渡し裁判官の指定する面会場所において又は信頼のおける第三者若しくは資格を有する法人の代表者の立会いの下で実施されるよう定めることができる。」

c) 最終項第1文中「この親」を「親権の行使[権限]を有しない親」に改める。

2° 第373-2-9条⁵³の末尾に次の一項を加える。

「子の利益のために必要な場合又は両親の一方への子の直接的な引渡しがいずれかの親にとって危険となる場合には、裁判官は、引渡しがあらゆる必要な保障を備えたものとなるように、その方式を設定する。裁判官は、引渡しが裁判官の指定する面会場所において又は信頼のおける第三者若しくは資格を有する法人の代表者の立会いの下で実施されるよう定め

ることができる。」

第8条

民法典第373-2-11条⁵⁴の末尾に6°として、次のように加える。

「6° 両親の一方から他方に対して加えられる身体的又は心理的な圧迫又は暴力」

第9条

同法典第378条第1項⁵⁵を次のように改める。

「子の人身に対して行った重罪若しくは軽罪の正犯、共同正犯若しくは共犯、子が行った重罪若しくは軽罪の共同正犯若しくは共犯又は他方の親の人身に対して行った重罪の正犯、共同正犯若しくは共犯として有罪の宣告を受けた父及び母の親権は、刑事裁判における明示の決定により全て剥奪することができる。」

第10条

同法典第377条第2項⁵⁶中「子を引き取った」の次に「又は家族の一人」を加える。

第11条

外国人の入国及び滞在並びに庇護権法典を次のように改める⁵⁷。

53) 民法典第373-2-9条は、両親が別居する場合の子の住居に関する規定であり、子の住居を両親それぞれの住居に交互に又は一方の親の住居に定めることができること、一方の親の要請により又は両親の間で合意に至らない場合に家族裁判官が子の住居について定めることができること、子の住居を一方の親の住居に決定した場合には家族事件裁判官がもう一方の親の訪問権の態様について定めることを規定している。

54) 民法典第373-2-11条は、家族事件裁判官が、親権行使の方式について定める場合に、特に考慮する事項について規定している。

55) 旧民法典第378条第1項は、「子の人身に対して行った重罪若しくは軽罪の正犯、共同正犯若しくは共犯又は子が行った重罪若しくは軽罪の共同正犯若しくは共犯として有罪の宣告を受けた父及び母の親権は、刑事裁判における明示の処分により全て剥奪することができる。」と規定していた。

56) 民法典第377条第2項は、「[両親が] 明らかに無関心である場合又は両親が親権の全部若しくは一部を行使することが不可能である場合には、子又は家族の一人を引き取った個人、児童の社会扶助に関する県の施設又は機関は、裁判官に対して、親権の行使の全部又は一部の委任が行われるよう申し立てることができる。」と規定している。

57) 外国人の入国及び滞在並びに庇護権法典 L. 第313-12条は、「私的及び家庭生活」との記載がある一時滞在許可証についての規定であり、L. 第431-2条は、家族の呼寄せによってフランスに入国した者の配偶者との共同生活が破綻した場合における滞在資格についての規定である。(この法律の第11条により L. 第313-12条及び L. 第431-2条に加えられた規定は、2011年6月16日の法律第2011-672号第21条による改正で削られ、L. 第316-3条にまとめられた。)

1° L. 第 313-12 条第 2 項の次に次の一項を加える。

「当局は、配偶者、民事連帯協約を締結しているパートナー又は内縁関係にある者により行われた暴力を理由として民法典第 515-9 条に基づく保護命令の利益を受ける外国人の滞在資格の付与又は更新を、その外国人の存在が公共秩序にとって脅威となる場合を除き、最短期間内に許可する。」

2° L. 第 431-2 条の末尾に次の一項を加える。

「当局は、配偶者、民事連帯協約を締結しているパートナー又は内縁関係にある者により行われた暴力を理由として民法典第 515-9 条に基づく保護命令の利益を受ける外国人の一時滞在許可証の交付又は更新を、その外国人の存在が公共秩序にとって脅威となる場合を除き、最短期間内に許可する。」

第 12 条

同法典を次のように改める。

1° 第 3 編第 1 章第 6 節の節名を次のように改める⁽⁵⁸⁾。

「特定の犯罪について告訴し、刑事手続において証言し、又は保護措置の利益を

受ける外国人に適用される規定」

2° 第 6 節の末尾に L. 第 316-3 条及び L. 第 316-4 条として、次のように加える。

「L. 第 316-3 条⁽⁵⁹⁾ 民法典第 515-9 条に基づく保護命令の利益を受ける外国人に対し、その存在が公共秩序にとって脅威となる場合を除き、「私的及び家庭生活」との記載がある一時滞在許可証を交付する。この法典 L. 第 311-7 条⁽⁶⁰⁾に規定する条件は、適用しない。この一時滞在許可証により、職業活動を行う権利が認められる。

「L. 第 316-4 条 起訴された者の有罪判決が確定した場合には、刑法典第 132-80 条第 1 項⁽⁶¹⁾に規定する犯罪について告訴した外国人に対して、在留許可証を交付することができる。」

第 13 条

1968 年 12 月 27 日にアルジェにおいて署名された議定書、2 回の交換書簡及び付属書により補足されたアルジェリアの在外国民及びその家族のフランスにおける出入国、就労及び滞在に関するフランス共和国政府とアルジェリア民主人民共和国政府との協定⁽⁶²⁾に基づくアルジェリアの在外国民への民法典第 515-9 条の規定の

(58) 旧節名は、「特定の犯罪について告訴し、又は刑事手続において証言した外国人に適用される規定」であった。

(59) 外国人の入国及び滞在並びに庇護権法典 L. 第 316-3 条は、2011 年 6 月 16 日の法律第 2011-672 号第 21 条によって改正され、第 2 項として、保護命令の利益を受ける外国人の滞在資格が失効した場合には更新とする規定が加えられた。また、第 1 項の一時滞在許可証の交付について、直ちに行うこととされた。

(60) 外国人の入国及び滞在並びに庇護権法典 L. 第 311-7 条は、一時滞在許可証は、フランスが締結している国際協定に反しない限り、及び同法典の規定が定める例外の場合を除き、3 月を超える滞在のための査証を提出することにより付与すると規定している。

(61) 刑法典第 132-80 条第 1 項は、「重罪、軽罪又は違警罪のために科せられる刑罰は、法律又は命令によりそれぞれ規定する場合において、当該犯罪が配偶者、内縁関係にある者又は被害者と民事連帯協約を締結しているパートナーにより行われたときは、加重する。」と規定している。（「違警罪」及び「命令」は、この法律の第 32 条による改正で加えられた。）

(62) Accord entre le gouvernement de la République française et le gouvernement de la République algérienne démocratique et populaire relatif à la circulation, à l'emploi et au séjour en France des ressortissants algériens et de leurs familles, ensemble une annexe, un protocole et deux échanges de lettres. <<http://www.diplomatie.gouv.fr/traites/affichetraite.do?accord=TRA19680021>>

適用に関する政府による報告書は、2010年12月31日までに議会に提出するものとする。

第14条

外国人の入国及び滞在並びに庇護権法典L.第211-2-1条の次にL.第211-2-2条として、次のように加える。

「L.第211-2-2条 フランスの領事当局は、L.第313-11条⁶³又はL.第431-2条に基づきフランスでの滞在資格を付与されている外国人であって、国外滞在中にその配偶者により身分証明書及び滞在資格証明書を奪われたものに対して、帰国査証を交付する。」

第15条

法律援助に関する1991年7月10日の法律第91-647号第3条第4項⁶⁴中「民間人の」の次に「、民法典第515-9条に基づき保護命令の利益を受けている場合」を加える。

第16条

刑法典第226-10条第2項中「宣言する無罪判決又は予審免訴」を「宣言する、無罪判決又は予審免訴」に改め、「[告発された] 事実が真

実であることが証明されないこと」を「[告発された] 事実がなかったこと」に改める⁶⁵。

第17条

司法組織法典L.第213-3条3°⁶⁶の末尾にe及びfとして、次のように加える。

「e) 暴力をふるう配偶者、民事連帯協約を締結しているパートナー若しくは内縁関係にある者又は暴力をふるう元配偶者、民事連帯協約を締結しているパートナーであった者若しくは内縁関係にあった者からの保護

「f) 強制結婚の危険にさらされている成人の保護」

第18条

民事執行手続の改革に関する1991年7月9日の法律第91-650号第66-1条を次のように改める。

「第66-1条⁶⁷ この法律第62条、第65条及び第66条⁶⁸並びに建築及び居住法典L.第613-1条からL.第613-5条まで⁶⁹は、民法典第515-9条に基づき家族事件裁判官が命じる、暴力をふるう配偶者、民事連帯協約を締結しているパートナー又は内縁関係

63) 外国人の入国及び滞在並びに庇護権法典L.第313-11条は、「私的及び家庭生活」との記載がある一時滞在許可証の交付の対象となる外国人について規定している。

64) 1991年7月10日の法律第91-647号第3条第4項は、外国人に対し、滞在資格にかかわらず裁判援助を認める条件について規定している。

65) 刑法典第226-10条は、虚偽告訴の軽罪についての規定である。旧同条第2項は、「告発された事実が真実であることが証明されないこと又はその事実が告発された者の責めに帰すべきではないことを宣言する無罪判決又は予審免訴の決定が確定したときには、当然に、告発された事実は、虚偽とみなす。」と規定していたため、裁判において証拠不十分で暴力の立証ができなかった場合に、この規定の適用によって加害者から虚偽告訴の罪で訴えられるおそれがあり、DVの被害者が告訴をためらう理由の一つとなっていた。

66) 司法組織法典L.第213-3条は、各大審裁判所に家族事件裁判官が置かれることを規定し、1°から3°に家族事件裁判官の権限を列挙する。3°は、担当する訴訟の種別について規定している。

67) 1991年7月9日の法律第91-650号第66-1条は、2011年12月19日のオールドナンス第2011-1895号第4条によって削除された。

68) 1991年7月9日の法律第91-650号第62条、第65条及び第66条は、いずれも強制退去措置に関する規定である。（いずれも2011年12月19日のオールドナンス第2011-1895号第4条によって削除された。）

69) 建設及び住居法典L.第613-1条からL.第613-5条までは、強制退去判決の執行停止について規定している。（2011年12月19日のオールドナンス第2011-1895号第3条により、強制退去判決の執行停止については、民事執行手続法典L.第412-3条、L.第412-4条、L.第412-6条からL.第412-8条までに規定すると改められた。）

にある者の強制退去において適用しない。』

第19条

I. 住居に関する権利の実現を目的とする
1990年5月31日の法律第90-449号第5
条第1項の次に次の一項を加える。

「当該協定⁽⁷⁰⁾は、民法典第515-9条以下に定
める保護命令により保護され又は保護され
ていた暴力の被害者のための地理的に分散
された十分な数の住居を各県において確保
するために、住居の賃貸人との間において
も締結する。」

II. 同法律第4条第1項の末尾に次の二文を
加える。

「当該計画⁽⁷¹⁾は、カップル間若しくは家族
間の暴力の被害者、強制結婚の危険にさら
されている者又は暴力の危険が生じた若し
しくは実際に暴力を受けた後にその住居から
の退去を余儀なくされた者の需要も考慮に
入れるものとする。この項はまた、被害者
である配偶者が住居の所有者である場合に
も適用する。」

第20条

教育法典 L. 第822-1条⁽⁷²⁾を次のように改める。

1° 第2項の次に次の一項を加える。

「国と地域学生厚生センター⁽⁷³⁾との間で
締結される協定は、学校又は大学に在籍
している成人の暴力被害者であって、民

法典第515-9条以下に定める保護命令に
より保護され又は保護されていたもの
のための十分な数の住居を確保すること
を目的とする。」

2° 第6項第2文中「第3[項]」を「第4
[項]」に改める。

第21条

女性に対する暴力及びカップル間の暴力の予
防及び対応のための特別な研修の実施に関する
政府の報告書は、2011年6月30日までに議会
に提出するものとする。この研修は、医師、医
療従事者、社会福祉従事者、民事的身分に関す
る役務に従事する公務員、行刑の役務に従事す
る公務員、司法官、弁護士、公教育従事者、ス
ポーツ、文化及び余暇活動の振興にかかわる者
並びに警察官及び憲兵に対して行うものとする。

第22条

建築及び居住法典 L. 第441-1条第2項第1
文及び第8項第2文中「同法典第220-1条第3
項の適用により家族事件裁判官が発する緊急措
置の宣告」を「同法典第1編第14章の適用によ
り家族事件裁判官が発する保護命令」に改める。

第2節 暴力の予防

第23条

(70) 「当該協定」は、生活困窮者の住居のための県の活動計画 (plan départemental d'action pour le logement des personnes défavorisées: PDALPD) の実施方式及びその規定する措置の資金の条件について定める協定を指す。

(71) 「当該計画」は、生活困窮者の住居のための県の活動計画を指す。

(72) 教育法典 L. 第822-1条は、大学の福利厚生に関する規定である。第2項は、「学生向け住居の割当てに関する決定は、地域学生厚生センター (注(73)を参照) が行う。」としている。

(73) 地域学生厚生センター (centre régional des œuvres universitaires et scolaires: CROUS) は、学生の生活や勉強環境の質の向上及び高等教育における機会均等を図る国民教育省所管の学生支援機関、国立学生厚生センター (centre national des œuvres universitaires et scolaire: CNOUS) の地方組織である。フランス全土に27のCROUSがあり、さらに16の地区学生厚生センター (centre local des œuvres universitaires et scolaire: CLOUS) 及び40の支部がある。CROUS, 在日フランス大使館ウェブサイト (<http://www.ambafrance-jp.org/CROUS>)

I. 教育法典 L. 第 312-17 条の次に L. 第 312-17-1 条として、次のように加える。

「L. 第 312-17-1 条 男女間の平等、性差別の偏見との闘い並びに女性に対する暴力及びカップル間の暴力との闘いに関する情報は、全ての教育段階において提供される。外国人に対して学校教育を行うフランスの施設を含む学校は、この目的のために、女性の権利擁護及び男女間の平等推進のための団体並びにこれらの暴力の予防及び抑止に貢献する職業の従事者と協力することができる。」

II. 同法典 L. 第 721-1 条⁽⁷⁴⁾の末尾に次の一項を加える。

「前三項にいう研修には、差別との闘い、男女間の平等の問題、女性に対する暴力及びカップル間の暴力に対する啓発活動が含まれる。」

第 24 条

女性に対する暴力についての啓発活動のための国の記念日を制定し、これを 11 月 25 日⁽⁷⁵⁾と定める。

第 25 条

I. 刑法典第 222-14 条⁽⁷⁶⁾ 4° の次に次の一項を加える。

「この条に定める刑罰は、被害者の配偶者又は被害者と内縁関係にある者若しくは民事連帯協約を締結しているパートナーにより常習的に行われる暴力に対しても適用することができる。第 132-80 条第 2 項⁽⁷⁷⁾の規定は、この項に対して適用することができる。」

II. 同法典第 222-48-1 条最終項⁽⁷⁸⁾中「前 [項に規定する]」の次に「15 歳未満の未成年者に対し、嫡出、非嫡出若しくは養子縁組による尊属又はその他当該被害者に対する権限を有する全ての者によって行われた」を加える。

第 26 条

刑事訴訟法典第 471 条最終項⁽⁷⁹⁾第 2 文中「行刑裁判官⁽⁸⁰⁾は、指名することができる」を「軽罪裁判所又は行刑裁判官は、指名することができる」に改める。

第 27 条

(74) 教育法典 L. 第 721-1 条は、大学付設教員養成センター (instituts universitaires de formation des maîtres: IUFM) に関する規定であり、「前三項にいう研修」は、教員の初任研修、継続研修及び準備研修を指す。

(75) 11 月 25 日は、国連が 1999 年に制定した「女性に対する暴力撤廃国際デー (International Day for the Elimination of Violence against Women)」である。

(76) 刑法典第 222-14 条は、15 歳未満の未成年者又は弱者に対する常習的暴力についての規定である。被害者を死亡させた場合には 30 年の懲役、身体損傷又は永続的障害をもたらした場合には 20 年の懲役、一週間を超える完全労働不能 (注90を参照) をもたらした場合には 10 年の拘禁刑及び 150,000 ユーロの罰金、一週間を超える完全労働不能をもたらさなかった場合には 5 年の拘禁刑及び 75,000 ユーロの罰金に処するとする。

(77) 刑法典第 132-80 条第 2 項は、かつての配偶者、内縁・民事連帯協約 (PACS) パートナーによって行われた犯罪についても、第 1 項に規定する現在の配偶者、内縁・PACS パートナーによる犯罪の場合と同様に刑を加重すると規定している。第 1 項については、前掲注(61)を参照。

(78) 刑法典第 222-48-1 条最終項は、「15 歳未満の未成年者に対し、嫡出、非嫡出若しくは養子縁組による尊属又はその他当該被害者に対する権限を有する全ての者によって行われた前項 (前掲注(45)を参照) に規定する犯罪について、それが常習的暴力である場合には、観察付き執行猶予 (sursis avec mise à l'épreuve) を伴う拘禁刑を宣告するとき又は軽罪裁判所が特に理由を付した判決によってこの措置を宣告する必要がないと判断するときを除き、軽罪に対して、社会内司法監督が科せられる。重罪については、重罪院が、社会内司法監督の宣告について、固有の方法で審議を行う。」と規定している。

(79) 刑事訴訟法典第 471 条最終項は、第 1 文で、司法統制処分⁽⁸⁰⁾の継続を命じられた者が課せられた義務に従わない場合には第 141-2 条第 2 項 (前掲注(37)を参照) の規定を適用することができるとし、第 2 文で、「判決が執行力を有し、受刑者が保護観察下に置かれる場合には、軽罪裁判所又は行刑裁判官 (注(80)を参照) は、義務の遵守の監視について、司法統制処分において対象者の監督を担当した自然人又は法人を指名することができる。」と規定している。

- I. 通信の自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号を次のように改める。
- 1° 第 42 条最終項⁽⁸¹⁾中「並びに家族擁護団体」を「、家族擁護団体並びに女性の権利擁護団体」に改める。
- 2° 第 43-11 条第 2 項第 3 文⁽⁸²⁾中「及び差別との闘い[のための活動を行い]、かつ」を「、差別、性差別の偏見、女性に対する暴力及びカップル間の暴力との闘い並びに男女間の平等 [のための活動を行う]。これらの会社は」に改める。
- 3° 第 48-1 条最終項⁽⁸³⁾中「並びに全国家族擁護団体連合による認定を受けた家族擁護団体」を「、全国家族擁護団体連合による認定を受けた家族擁護団体並びに女

性の権利擁護団体」に改める。

- II. 青少年向け出版物に関する 1949 年 7 月 16 日の法律第 49-956 号第 2 条第 1 項⁽⁸⁴⁾の末尾に「若しくは性差別の」を加える。

第 28 条

- I. 前条に掲げる 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号を次のように改める。
- 1° 第 15 条最終項⁽⁸⁵⁾中「番組」の次に「視聴覚通信業により公衆に提供される」を加える。
- 2° 第 43-9 条⁽⁸⁶⁾ 1° 中「憎悪」の次に「若しくは暴力の」を加える。
- II. デジタル経済における信用のための 2004 年 6 月 21 日の法律第 2004-575 号第 6

(80) 行刑裁判官 (juge de l'application des peines) は、受刑者に対し刑事制裁の執行により贖罪させるとともに、その社会復帰を準備させるため、保護観察官 (agent de probation) の協力を得て観察付き執行猶予処分⁽⁸⁰⁾の執行を監督し、また、施設内での執行について、刑の軽減、外出許可、半自由の許可など行刑態様の決定に対して広い権限を与えられた大審裁判所の裁判官である。山口編 前掲注(2), p.313.

(81) 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号第 42 条最終項は、視聴覚通信部門を代表する職業団体及び組合、地方の言語及び文化に関する全国評議会、家族擁護団体並びに女性の権利擁護団体並びにテレビ視聴者の利益の保護を事業の目的とする団体が、視聴覚高等評議会 (Conseil supérieur de l'audiovisuel: CSA) に対し、視聴覚通信業及び衛星通信網の事業者⁽⁸¹⁾に法律、規則及び原則により課せられる責務の遵守を要請する手続を開始するよう申し立てることができる」と規定している。

(82) 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号第 43-11 条第 2 項第 3 文は、公共放送会社が、「社会的団結、文化の多様性並びに差別、性差別の偏見、女性に対する暴力及びカップル間の暴力との闘い並びに男女間の平等のための活動を行う。」と規定している。

(83) 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号第 48-1 条最終項は、視聴覚通信部門を代表する職業団体及び組合並びに地方の言語及び文化に関する全国評議会、全国家族擁護団体連合による認定を受けた家族擁護団体並びに女性の権利擁護団体が、視聴覚高等評議会に対し、国営放送会社に法律、規則及び原則により課せられる責務の遵守を要請する手続を開始するよう申し立てることができる」と規定している。

(84) 1949 年 7 月 16 日の法律第 49-956 号第 2 条第 1 項は、児童及び青少年向け出版物に、「犯罪行為、虚言、窃盗、怠惰、卑劣、憎悪、淫行、又は重罪若しくは軽罪に当たる、若しくは児童若しくは青少年を墮落させ、若しくは民族的な若しくは性差別の偏見を生じさせ若しくは維持させるあらゆる行為を好意的に表現するいかなる図版、物語、時評、見出し、広告も含まれてはならない。」と規定している。(2011 年 5 月 17 日の法律第 2011-525 号第 46 条によって改正された。)

(85) 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号第 15 条最終項は、視聴覚高等評議会が、「視聴覚通信業により公衆に提供される番組に人種、性別、習俗、信条又は国籍を理由とするいかなる憎悪又は暴力の扇動も含まれることのないよう留意する。」と規定している。

(86) 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号第 43-9 条は、視聴覚高等評議会が、他の欧州共同体加盟国又は欧州経済領域に関する協定の締約国の権限に属する申立てに基づき、視聴覚メディアのサービスの中継放送を一時的に停止することのできる条件についての規定である。1° は、「当該サービスが、公序及び治安、並びに特に未成年者保護、人間の尊厳の尊重、又は出自、性別、信条若しくは国籍に基づく憎悪若しくは暴力の扇動との闘い⁽⁸⁶⁾の分野における犯罪の予防又は訴追、並びに公衆衛生、視聴者及び国防の保全を侵害する深刻かつ重大な危険を及ぼし又は呈する [場合]。」と規定している。

条 I7 第 3 項⁸⁷⁾中「暴力 [の扇動]」の次に「
特に女性に対する暴力の扇動、」を加える。

法典第 515-9 条に基づき家族事件裁判官
に申立てを行った場合には、刑事調停に
同意しないものとみなす。」

第 29 条

女性に対する暴力に関する国の監視機関の創
設に関する政府の報告書は、2010 年 12 月 31
日までに議会に提出するものとする。

第 3 節 暴力の抑止

第 30 条

刑事訴訟法典第 41-1 条⁸⁸⁾ 5° を次のように改
める。

1° 第 1 文中「当事者の同意を得て」を「被
害者の要請に基づき又はその同意を得
て」に改める。

2° 末尾に次の一文を加える。

「被害者は、配偶者、内縁関係にある者
又は民事連帯協約を締結しているパート
ナーにより行われた暴力を理由として民

第 31 条

I. 刑法典第 222-14-2 条の次に第 222-14-3
条として、次のように加える。

「第 222-14-3 条 この款に規定する暴力⁸⁹⁾
は、心理的な暴力である場合も含め、その
性質にかかわらず処罰の対象とする。」

II. 同法典第 222-33-2 条の次に第 222-33-2-1
条として、次のように加える。

「第 222-33-2-1 条 心身の健康状態の変化と
して表れる生活条件の悪化を目的とし又は結
果として生じさせる不正行為の反復によって配
偶者、民事連帯協約を締結しているパートナー
又は内縁関係にある者を執拗に攻撃する行為
は、これらの行為が一週間以内の完全労働
不能⁹⁰⁾をもたらし又はいかなる労働不能もも
たらさなかった場合には 3 年の拘禁刑及び
45,000 ユーロの罰金に処し、一週間を超える

⁸⁷⁾ 2004 年 6 月 21 日の法律第 2004-575 号第 6 条 I7 第 3 項は、インターネット事業者が、人道に対する罪の擁護、人種差別の偏見に基づく憎悪の扇動、児童ポルノ、暴力の扇動、特に女性に対する暴力の扇動及び人間の尊厳の侵害の抑止と不可分の一般利益を考慮し、これらの犯罪の浸透との闘いに尽力しなければならないと規定している。

⁸⁸⁾ 刑事訴訟法典第 41-1 条は、それが、被害者への損害賠償を保障し、犯罪に起因する問題を終結させ、又は加害者の社会復帰に貢献すると思われる場合に、大審裁判所検事正が、公訴決定に先立って、直接又は司法警察員、大審裁判所検事正の代理若しくは調停者 (médiateur) を介して行うことができる措置についての規定である。5° は、「被害者の要請に基づき又はその同意を得て、加害者と被害者との間の調停の任務を行うこと。調停が成立した場合には、大審裁判所検事正又は大審裁判所検事正の調停者は、その調書を作成し、自身及び当事者により署名を行い、その写しを当事者に交付するものとする。加害者が被害者に損害賠償金を支払うことを約束した場合には、被害者は、この調書に基づき、民事訴訟法典に規定する規則に従った支払い命令の手続により、加害者に対しその支払いを請求することができる。被害者は、配偶者、内縁関係にある者又は民事連帯協約を締結しているパートナーにより行われた暴力を理由として民法典第 515-9 条に基づき家族事件裁判官に申立てを行った場合には、刑事調停 (médiation pénale) に同意しないものとみなす。」と規定している。

⁸⁹⁾ 「この款に規定する暴力」は、刑法典第 222-7 条以下に規定する暴力の犯罪で、具体的には、故意にではなく死をもたらす暴力 (第 222-7 条)、身体損傷又は永続的障害をもたらす暴力 (第 222-9 条)、一週間を超える完全労働不能をもたらす暴力 (第 222-11 条)、一週間以内の労働不能をもたらし又は労働不能をもたらさない暴力 (第 222-13 条)、15 歳未満の未成年者又は弱者に対する常習的暴力 (第 222-14 条)、有害物質の投与による身体的又は精神的統合性の侵害 (第 222-15 条)、電話呼出しの反復又は騒音による侵害 (第 222-16 条) がある。

⁹⁰⁾ 刑法における完全労働不能 (incapacité totale de travail: ITT) は、身体損傷、永続的障害又は死亡をもたらさなかった犯罪について、被害者が被った身体的又は精神的損害の程度を評価する基準である。「労働」とあるが、職業活動にかかわるものではなく、被害者が職業を有している必要はない。職業活動の停止について用いる社会法上の一時的完全労働不能 (incapacité temporaire totale de travail: ITT) とは異なる。Pillet, *op.cit.* (19), p.87; 中村ほか 前掲注(5), p.228.

完全労働不能をもたらした場合には5年の拘禁刑及び75,000ユーロの罰金に処する。「これらの刑罰は、当該犯罪が被害者の配偶者であった者又は被害者と内縁関係にあった者若しくは民事連帯協約を締結したパートナーであった者により行われた場合にも、科すものとする。」

第32条

同法典第132-80条第1項⁽⁹¹⁾の冒頭を次のように改める。

「重罪、軽罪又は違警罪のために科せられる刑罰は、法律又は命令によりそれぞれ規定する場合において（以下改正なし）。」

第33条

I. 同法典第221-4条⁽⁹²⁾9°の次に10°として、次のように加える。

「10° 婚姻の締結又はパートナー契約の締結の拒否を理由として、拒否した者に対して〔行われた場合〕。」

II. 同法典第221-5-3条の次に第221-5-4条として、次のように加える。

「第221-5-4条 第221-4条10°に規定する重罪がフランスの領土に常住する者に対してフランス国外で行われた場合には、第

113-7条⁽⁹³⁾の規定にかかわらず、フランスの法規を適用することができる。」

III. 同法典第222-3条⁽⁹⁴⁾6°の次に、6°の2として、次のように加える。

「6°の2 婚姻の締結若しくはパートナー契約の締結を強制するために又はこの婚姻若しくはパートナー契約の締結の拒否を理由として、強制された者又は拒否した者に対して〔行われた場合〕。」

IV. 同法典第222-6-2条の次に第222-6-3条として、次のように加える。

「第222-6-3条 第222-3条6°の2に規定する重罪がフランスの領土に常住する者に対してフランス国外で行われた場合には、第113-7条の規定にかかわらず、フランスの法規を適用することができる。」

V. 同法典第222-8条⁽⁹⁵⁾及び第222-10条⁽⁹⁶⁾中6°の次に6°の2として、次のように加える。

「6°の2 婚姻の締結若しくはパートナー契約の締結を強制するために又はこの婚姻若しくはパートナー契約の締結の拒否を理由として、強制された者又は拒否した者に対して〔行われた場合〕。」

VI. 同法典第222-12条⁽⁹⁷⁾及び第222-13条⁽⁹⁸⁾中6°の次に6°の2として、次のように加える。

「6°の2 婚姻の締結若しくはパートナー

(91) 前掲注(61)を参照。

(92) 刑法典第221-4条は、故意に他人を殺害する行為に科せられる刑罰を30年の懲役から無期懲役に加重する条件について規定している。

(93) 刑法典第113-7条は、フランス国民又は外国人によってフランス国外で行われた全ての重罪及び拘禁刑を科せられる軽罪が、フランス国籍を有する者に対して行われた場合には、フランスの刑罰法規を適用できると規定している。

(94) 刑法典第222-3条は、第222-1条に規定する、拷問及び虐待行為に科せられる懲役を15年から20年に加重する条件について規定している。

(95) 刑法典第222-8条は、第222-7条に規定する、故意にではなく死をもたらす暴力に科せられる懲役を15年から20年に加重する条件について規定している。

(96) 刑法典第222-10条は、第222-9条に規定する、身体損傷又は永続的障害をもたらす暴力に科せられる懲役を10年から15年に加重する条件について規定している。

(97) 刑法典第222-12条は、第222-11条に規定する、一週間を超える完全労働不能をもたらす暴力に科せられる拘禁刑を3年から5年に、罰金を45,000ユーロから75,000ユーロに加重する条件について規定している。

(98) 刑法典第222-13条は、一週間以内の労働不能をもたらす又は労働不能をもたらさない暴力に、3年の拘禁刑及び45,000ユーロの罰金を科す条件について規定している。

契約の締結を強制するために又はこの婚姻若しくはパートナー契約の締結の拒否を理由として、強制された者又は拒否した者に対して [行われた場合]。]

VII. 同法典第 222-16-2 条の次に第 222-16-3 条として、次のように加える。

「第 222-16-3 条 第 222-8 条、第 222-10 条、第 222-12 条及び第 222-13 条の各条の 6° の 2 に規定する犯罪がフランスの領土に常住する者に対してフランス国外で行われた場合には、第 113-7 条の規定にかかわらず、フランスの法規を適用することができる。軽罪の場合には、第 113-8 条⁽⁹⁹⁾第 2 文の規定は適用しない。」

第 34 条

フランス領事当局は、フランス国籍を有する者又はフランス国内に適法に常住している者が、フランス国外において強制結婚下における又は強制結婚を拒否したことを理由として行われた故意の暴力又は性的攻撃の被害者となった場合には、その者の同意を得て、フランス国内への帰国を保証するための適切な措置をと講じるものとする。

第 35 条

I. 刑法典第 222-50 条の次に第 222-50-1 条として、次のように加える。

「第 222-50-1 条 第 222-33 条⁽¹⁰⁰⁾及び第 222-33-2 条⁽¹⁰¹⁾に規定する犯罪のいずれかを犯した自然人又は法人には、第 131-35 条に規定する判決の掲示又は公表の補充刑を科すものとする。」

II. 労働法典 L. 第 1155-2 条第 1 項⁽¹⁰²⁾中「3,750 ユーロ」を「15,000 ユーロ」に改める。

第 36 条

刑法典第 222-22 条第 2 項最終文⁽¹⁰³⁾を削る。

(第 37 条⁽¹⁰⁴⁾ 略)

第 38 条

第 1 条、第 2 条、第 5 条 I、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条、第 18 条、第 20 条及び第 22 条は、2010 年 10 月 1 日に発効する⁽¹⁰⁵⁾。

この法律は、国の法律として施行する。

(はせがわ そうこ)

(99) 刑法典第 113-8 条は、第 1 文で、フランス国外でフランス国民が行った軽罪の訴追は、検察官の申立てによらなければ行うことができずと規定し、第 2 文で、当該訴追は、被害者若しくはその権利者の告訴又は当該行為が行われた国の当局による公式の告発に基づいて行われなければならないと規定している。

(100) 刑法典第 222-33 条は、セクシュアル・ハラスメントに関する規定である。(同条は、セクシュアル・ハラスメントについて、「性的関係を持つことを目的として他人を執拗に攻撃する行為」とするのみで犯罪の構成要件を明確に定義していなかったため、2012 年 5 月 4 日の憲法院判決第 2012-240 号により違憲であるとして削除され、「セクシュアル・ハラスメントに関する 2012 年 8 月 6 日の法律第 2012-954 号」第 1 条によって再度設けられた。)

(101) 刑法典第 222-33-2 条は、職場におけるモラル・ハラスメントに関する規定である。

(102) 労働法典 L. 第 1155-2 条第 1 項は、職場におけるモラル・ハラスメント行為及びセクシュアル・ハラスメント行為は、「1 年の拘禁刑及び 15,000 ユーロの罰金に処する。」と規定している。(2012 年 8 月 6 日の法律第 2012-954 号第 7 条によって改正された。)

(103) 刑法典第 222-22 条第 2 項最終文は、夫婦間での強姦及び性的攻撃において、性的行為への夫婦の同意の推定は、反証されない限り有効であるに過ぎないと規定していた。

(104) この法律の第 37 条は、海外領土への法の適用に関する規定である。

(105) 法令の効力は、別段の定めのない限り官報掲載日の翌日に発生する(民法典第 1 条)。保護命令制度に関する規定については、発効までに準備期間が設けられ、次の 2010 年 9 月 29 日のデクレによって申立て及び発令に関する手続が規定された。Décret n° 2010-1134 du 29 septembre 2010 relatif à la procédure civile de protection des victimes de violences au sein des couples.